

設置の趣旨等を記載した書類（資料）目次

- 資料1 富山県立大学の建学の理念と沿革
- 資料2 令和2年度富山県予算に対する要望書（令和2年1月）
- 資料3 令和3年度富山県予算に対する要望書（令和3年1月）
- 資料4 2021年度JANPU会員校数都道府県別・設置主体別一覧表
(出典：一般社団法人日本看護系大学協議会HP)
- 資料5 看護系大学数及び入学定員の推移（令和2年度）（文部科学省高等教育局医学教育課調べ）
- 資料6 富山県立大学における看護系大学院等の設置に関する報告書（令和3年1月）
- 資料7—1 （別紙1）看護学研究科：育成する人材像と3つのポリシーの関係
- 資料7—2 （別紙2）カリキュラムポリシーと授業科目の関係
- 資料8 富山県高齢者保健福祉計画（P.6～P.8抜粋）
- 資料9 公立大学法人富山県立大学教職員就業規則
- 資料10 公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程
- 資料11 看護学研究科看護学専攻時間割（案）
- 資料12 履修モデル
- 資料13 研究指導スケジュール
- 資料14 富山県立大学研究倫理委員会規程
- 資料15 富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程
- 資料16 高度実践老年看護学実習科目内容（案）
- 資料17 実習施設承諾書
- 資料18 実習委託契約書（案）
- 資料19 実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等及び実習施設の法人機密情報の保護に関する説明文書（案）
- 資料20 実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書（案）
- 資料21 看護学実習説明・協力依頼書（案）
- 資料22 看護学実習における学生受け持ち同意書（案）
- 資料23 実習におけるインシデント・アクシデント報告書（案）
- 資料24 長期履修モデル
- 資料25 富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会規程（案）
- 資料26 富山県立大学大学院看護学研究科入学選抜規程（案）
- 資料27 学術雑誌目録
- 資料28 富山県立大学教育研究審議会規程（案）
- 資料29 富山県立大学大学院看護学研究科教務委員会規程（案）
- 資料30 富山県立大学学生委員会規程（案）
- 資料31 富山県立大学改革・評価委員会規程

富山県立大学の建学の理念と沿革

富山県立大学は、本学のあるべき姿として、以下を理念としています。

- (1) 富山県の発展をめざした県民の大学
- (2) 未来を志向した大学
- (3) 特色ある教育をめざした大学

この理念のもとに、以下を大学の目的として掲げています。

- (1) 次代を担う青年の多様な個性の開発を促し、視野の広い、人間性豊かな、創造力と実践力を兼ね備えた、地域及び社会に有為な人材を育成します。
- (2) 学術の中心として広く知識、技術を授け、未来を志向し、高度な専門の学芸を深く教授研究します。
- (3) 学術と産業との有機的連携を進めるとともに、富山県民の本学に対する地域振興の原動力としての期待や生涯学習に対する多様な要請に応え、科学技術の新たな拠点として、学術文化の向上と産業の振興発展に寄与します。

<沿革>

- 平成 2 年 4 月 1 日 富山県立大学開学
- 平成 4 年 10 月 1 日 富山県立大学生物工学研究センター開設
- 平成 6 年 4 月 1 日 富山県立大学大学院工学研究科（修士課程）開設
- 平成 8 年 4 月 1 日 富山県立大学大学院工学研究科（博士後期課程）及び生物工学専攻（修士課程）開設
- 平成 10 年 4 月 1 日 富山県立大学大学院工学研究科生物工学専攻（博士後期課程）開設
- 平成 16 年 4 月 1 日 富山県立大学地域連携センター開設
- 平成 18 年 4 月 1 日 富山県立大学工学部知能デザイン工学科、情報システム工学科及び生物工学科、大学院工学研究科知能デザイン工学専攻及び情報システム工学専攻開設
- 平成 19 年 4 月 1 日 富山県立大学キャリアセンター開設
- 平成 21 年 4 月 1 日 富山県立大学工学部環境工学科開設
- 平成 25 年 4 月 1 日 富山県立大学大学院工学研究科環境工学専攻（博士前期課程）開設
- 平成 27 年 4 月 1 日 公立大学法人富山県立大学設置
- 平成 29 年 4 月 1 日 富山県立大学工学部医薬品工学科開設
- 平成 30 年 4 月 1 日 富山県立大学工学部知能ロボット工学科開設
- 平成 31 年 4 月 1 日 富山県立大学看護学部看護学科開設、
教養教育センター開設、生物・医薬品工学研究センター開設
- 令和 2 年 4 月 1 日 富山県立大学工学部電気電子工学科、情報システム工学科設置
- 令和 3 年 4 月 1 日 富山県立大学大学院工学研究科機械システム工学専攻、知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻、環境・社会基盤工学専攻、生物・医薬品工学専攻（以上 5 専攻は博士前期課程）及び総合工学専攻（博士後期課程）開設

富山県知事

石井隆一 殿

令和2年度富山県予算に対する要望書



公益社団法人富山県医師会

富山県公的病院長協議会

公益社団法人富山県看護協会

令和2年度富山県予算に対する要望事項

急速な少子高齢化に伴う疾病構造の多様化や医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、誰もが安心して医療を受けられるよう、医師や看護師をはじめとする多職種間の連携強化を図っていくことは重要な課題の一つです。

こうした中で、それぞれの医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、互いに連携し、県民個々の状態に応じた適切な医療サービスを提供するため、看護師には、高度急性期医療や在宅医療、地域包括ケアシステムなど、多様な場で質の高いケアを提供できる実践力を持つことが期待されています。

さらに、近年、こうした多様な場において、複雑で対応が困難な課題を抱える患者さんやご家族への水準の高い看護ケアの提供や、患者さんの状態を見極め、必要な医療サービスを適切なタイミングで届ける専門看護師や特定行為を実施する看護師など新しい制度の普及が進んでおり、これまでより一層質の高い看護人材の育成を進めることが大切です。

昨年4月、富山県立大学に看護学部が開設され、県内医療機関等への質の高い看護職員の供給に寄与することが期待される中、第1期生が大学院修士課程で学ぶことができるよう、2023年4月に新たに看護系の大学院（修士課程）を開設し、高度な実践力を備えた人材を育成するとともに、研究を通じて様々な課題を解決していける能力を備えた人材を輩出していくことが必要です。

併せて、県立総合衛生学院が2021年度末をもって閉院となり、県内で保健師及び助産師を育成する機関が富山大学のみとなることから、引き続き、県内での育成・確保を図るため、総合衛生学院が担ってきた保健師及び助産師の育成機能についても、存続されることが必要です。

つきましては、次の要望について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

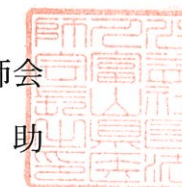
【要 望】

- 1 県立大学に大学院（修士課程）を設置すること
専門看護師などより高度な看護人材を育成するため、県立大学に看護系の大学院を設置すること。
- 2 県立大学において保健師及び助産師を育成すること
県立大学に大学専攻科を設置するなど、県内の保健師及び助産師の育成・確保を図ること

2020年1月28日

富山県知事 石 井 隆 一 殿

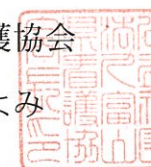
公益社団法人富山県医師会
会 長 馬 瀬 大 助



富山県公的病院長協議会
会 長 野 田 八 嗣



公益社団法人富山県看護協会
会 長 大 井 きよみ



富山県知事

新田 八郎 殿

令和3年度富山県予算に対する要望書



公益社団法人富山県医師会

富山県公的病院長協議会

公益社団法人富山県看護協会

令和3年度富山県予算に対する要望事項

急速な少子高齢化に伴う疾病構造の多様化や医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化、さらには、新型コロナウイルス感染症は依然として予断を許さない状況にあるなど、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、引き続き県民が安心して医療を受けられる体制を提供していくためには、医師や看護師をはじめとする多職種間の一層の連携強化を図っていくことが重要な課題の一つです。

こうした中で、それぞれの医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、互いに連携し、県民個々の状態に応じた適切な医療サービスを提供するため、看護師には、高度急性期医療や在宅医療、地域包括ケアシステムなど、多様な場で質の高いケアを提供できる実践力を持つことが期待されています。

さらに、近年、こうした多様な場において、複雑で対応が困難な課題を抱える患者さんやご家族への水準の高い看護ケアの提供や、患者さんの状態を見極め、必要な医療サービスを適切なタイミングで届ける専門看護師や特定行為を実施する看護師など新しい制度の普及が進んでおり、これまでより一層質の高い看護人材の育成を進めることが大切です。

2019年4月、富山県立大学に看護学部が開設され、県内医療機関等への質の高い看護職員の供給に寄与することが期待される中、第1期生が大学院修士課程で学ぶことができるよう、2023年4月に新たに看護系の大学院（修士課程）を開設し、高度な実践力を備えた人材を育成するとともに、研究を通じて様々な課題を解決していきける能力を備えた人材を輩出していくことが必要です。

併せて、県立総合衛生学院が来年度末をもって閉院となり、県内で保健師及び助産師を育成する機関が富山大学のみとなることから、引き続き、県内での育成・確保を図るため、総合衛生学院が担ってきた保健師及び助産師の育成機能についても、存続されることが必要です。

つきましては、次の要望について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

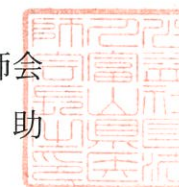
【要 望】

- 1 県立大学に大学院（修士課程）を設置すること
専門看護師など、より高度な看護人材を育成するため、県立大学に看護系の大学院を設置すること
- 2 県立大学において保健師及び助産師を育成すること
県立大学に専攻科を設置し、引き続き、県内の保健師及び助産師の育成・確保を図ること

2021年1月29日

富山県知事 新 田 八 朗 殿

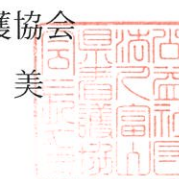
公益社団法人富山県医師会
会 長 馬 瀬 大 助



富山県公的病院長協議会
会 長 野 田 八 嗣



公益社団法人富山県看護協会
会 長 松 原 直 美

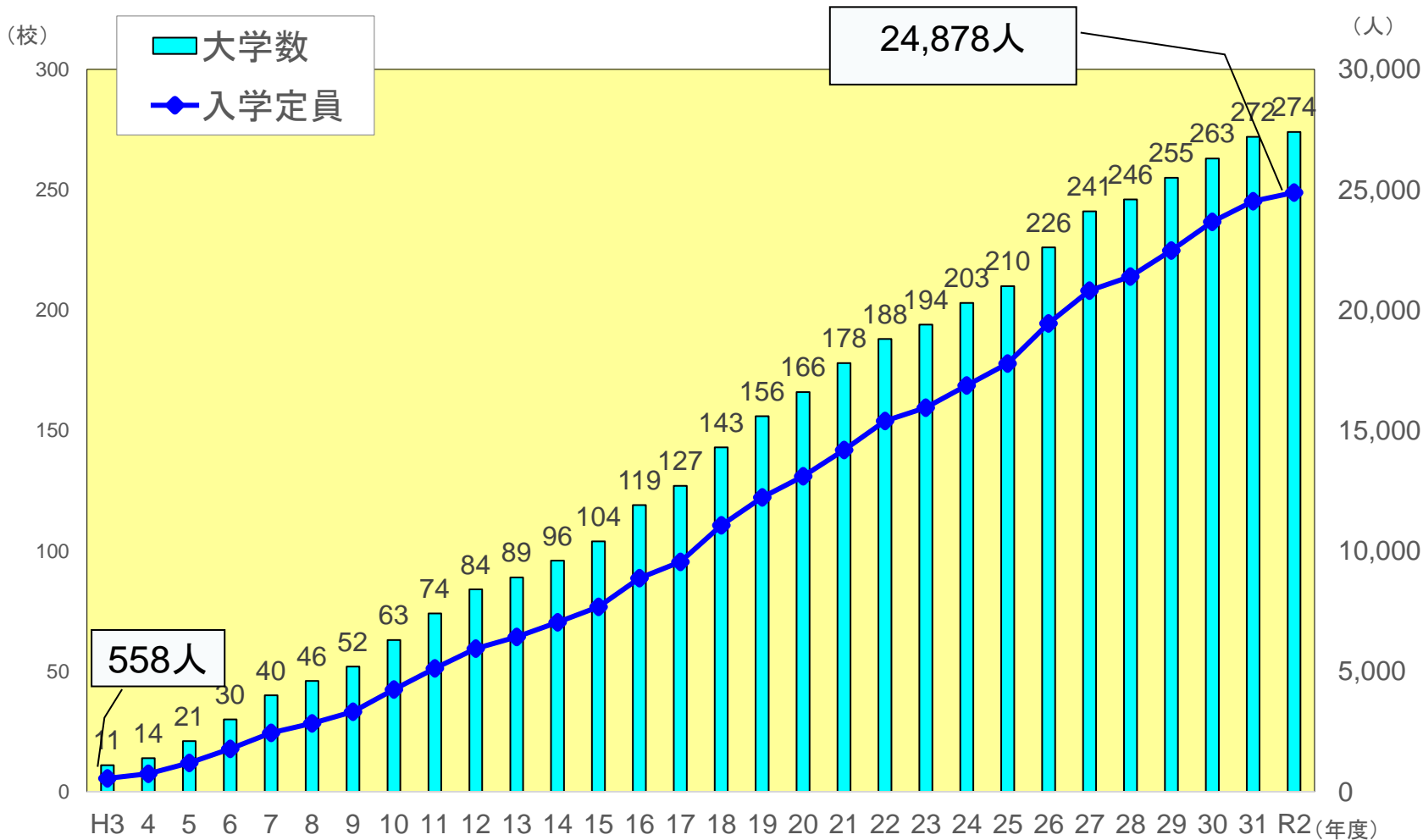


2021年度JANPU会員校数 都道府県別・設置主体別一覧表

都道府県	大学数				都道府県	大学数			
	合計	国立/ 省庁大学校	公立	私立		合計	国立/ 省庁大学校	公立	私立
北海道	13	2	3	8	滋賀	3	1	1	1
青森	6	1	1	4	京都	9	1	1	7
岩手	3	0	1	2	大阪	16	1	2	13
宮城	4	1	1	2	兵庫	15	1	2	12
秋田	3	1	0	2	奈良	4	0	1	3
山形	2	1	1	0	和歌山	2	0	1	1
福島	2	0	1	1	鳥取	2	1	0	1
茨城	5	1	1	3	島根	2	1	1	0
栃木	4	0	0	4	岡山	6	1	2	3
群馬	7	1	1	5	広島	8	1	1	6
埼玉	12	1	1	10	山口	3	1	1	1
千葉	19	1	1	17	徳島	3	1	0	2
東京	26	3	1	22	香川	2	1	1	0
神奈川	13	0	2	11	愛媛	4	1	1	2
新潟	5	1	1	3	高知	2	1	1	0
富山	2	1	1	0	福岡	14	1	1	12
石川	5	1	2	2	佐賀	2	1	0	1
福井	4	1	2	1	長崎	3	1	1	1
山梨	3	1	1	1	熊本	3	1	0	2
長野	6	1	1	4	大分	2	1	1	0
岐阜	9	1	1	7	宮崎	2	1	1	0
静岡	6	1	1	4	鹿児島	2	1	0	1
愛知	15	1	2	12	沖縄	3	1	2	0
三重	4	1	1	2	総計	290	44	50	196

看護系大学数及び入学定員の推移 (令和2年度)

2020年度の教育課程数は、274大学、289課程(1大学で複数の教育課程を有する大学がある)



資料5

富山県立大学における看護系大学院等の 設置に関する報告書

令和3年1月

富山県立大学看護系大学院等設置検討委員会

目 次

I	はじめに	・・・ 1
II	富山県立大学における看護系大学院・専攻科（保健師・助産師育成課程）の設置の必要性について	
	1. 看護学部の現状	・・・ 2
	（1）概要	
	（2）教育の特色	
	（3）入学状況	
	2. 看護系大学院の設置に係る現状と課題	・・・ 3
	（1）富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の提言（H27.8）	
	（2）医療現場のニーズ	
	（3）学生のニーズ	
	（4）公立の看護系大学の状況	
	3. 専攻科（保健師・助産師育成課程）の設置に係る現状と課題	・・・ 5
	（1）富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の提言（H27.8）	
	（2）本学看護学部（H31.4 開設）の教育課程	
	（3）医療現場等のニーズ	
	（4）学生のニーズ	
	（5）近県の状況	
	4. 設置の必要性について	・・・ 6
III	大学院（修士課程）・専攻科（保健師・助産師育成課程）のあり方について	
	1. 大学院（看護学研究科）のあり方	・・・ 7
	（1）教育理念・目標	
	（2）教育課程、入学資格	
	（3）入学定員	
	2. 専攻科（保健師・助産師育成課程）のあり方	・・・ 9
IV	結論	・・・ 10
	<資料>	
	1. 検討委員会の概要	・・・ 11
	（1）富山県立大学看護系大学院等設置検討委員会設置要綱	
	（2）富山県立大学看護系大学院等設置検討委員会委員等名簿	
	2. 検討の経過	・・・ 13

I はじめに

1 報告書の経過

- 令和2年9月、富山県立大学の下山学長から、より高度な看護人材を育成する大学院（修士課程）及び県立総合衛生学院が担ってきた保健師・助産師の養成機能を継承する専攻科の設置の必要性と設置する場合のあり方について検討するよう依頼を受け、以来、4回にわたり慎重な審議を重ねてきた。
- 審議にあたっては、医療現場のニーズや学生のニーズを調査した上で、設置の意義や具体的なあり方について、近年における看護専門職育成教育の流れや、全国・近県の看護系大学院の状況、また、近年の県立総合衛生学院卒業者の就業状況も踏まえ、検討を進めてきた。

2 報告書のポイント

- その結果、大学院については「より高度な看護人材を育成し、富山県医療の充実に資するため、富山県立大学に大学院看護学研究科（修士課程）を設置すべきである。」との結論に達した。また、専攻科については「富山県立大学に専攻科を設置し、県立総合衛生学院が担ってきた保健師・助産師の養成機能を継承すべきである」との結論に達した。そして、各々について、設置する際のあり方についてもとりまとめた。

3 報告書の実現に向けた要望

- 大学院（修士課程）及び保健師・助産師を育成する専攻科の設置にあたっては、様々な準備を要すると考えられるが、報告書の趣旨を踏まえ、早期の実現に向けて取組みを進めていただきたい。

令和3年1月27日

富山県立大学看護系大学院等設置検討委員会
委員長 野 田 八 嗣

Ⅱ 富山県立大学における看護系大学院・専攻科（保健師・助産師育成課程）の設置の必要性について

1. 看護学部の現状

(1) 概要

平成31年4月 富山県立大学に看護学部を開設

学位・資格：学士（看護学）、看護師国家試験受験資格

看護基礎教育を重視しカリキュラムを看護師育成に特化。課題対応能力や研究能力を十分に培い、**高度化する医療や超高齢化社会に伴う看護の役割の拡大に対応できる教育**を目指している。

(2) 教育の特色

- ① 「自ら学ぶ力」を身につける
- ② 多様な実習の場で実践力をつける
- ③ 工学的な視点を看護の世界へ
- ④ キャリア形成科目で自分らしい生き方を探す
- ⑤ さらなるステップアップの道へ

(3) 入学状況

【入試状況】

入学定員	募集人員			
	推薦 (県内のみ)	一般		
		前期	後期	
120人	48人	62人	10人	
志願倍率	R2	2.4倍	2.6倍	23.6倍
	R元(H31)	2.5倍	6.7倍	25.9倍

【在学生数（令和2年12月末現在）】

区分	学生数	うち県内出身	うち県外
2年生	123名	73名	50名
1年生	120名	73名	47名
計	243名	146名	97名

2. 看護系大学院の設置に係る現状と課題

(1) 富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の提言 (H27.8)

○全国的な流れや専門看護師等のより高度な人材の供給を踏まえ、将来的に大学院（修士課程）を設置

大学院（修士課程）については、国公立大学のほとんどで設置されており、専門看護師等のより高度な職業人の育成・供給の観点からも**将来的に設置するのが適当**である。
「富山県における看護系高等教育機関の整備充実に関する報告書」
(平成27年8月富山県看護系高等教育機関整備検討委員会)より

(2) 医療現場のニーズ

<令和2年1月28日 3団体（医師会、公的病院長協議会、看護協会）要望書>

1 県立大学に大学院（修士課程）を設置すること

専門看護師などより高度な看護人材を育成するため、県立大学に看護系の大学院を設置すること。

公的病院を中心に
大学院の設置ニーズが高い。

<「大学院看護学研究科設置」に関するアンケート結果(R2.8本学実施)>

- ・大学院の設置を希望する医療機関 72.6%（公的病院 95.8%）
- ・設置されれば大学院に職員を修学させたいとした医療機関 55.6%（公的病院 79.2%）
- ・大学院修了の看護師を採用したいとした医療機関 32.5%（公的病院 83.3%）

○専門看護師

複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するため、特定の専門看護分野※の知識及び技術を深めた者（看護師として5年以上の経験を持ち、看護系の大学院修士課程を修了した後に、専門看護師認定審査に合格した者）。実践・相談・調整・倫理調整・教育・研究の6つの役割を果たすことにより、地域の看護の質の向上や看護学の発展に貢献。

富山県では、令和2年10月13日現在、16名の専門看護師が配置されている。

(日本看護協会認定部調べ)

※ 15分野（専門看護師教育課程14、ナースプラクティショナー(NP)教育課程1)

- | | | | | |
|-------|---------|-------|--------|----------------|
| ①がん看護 | ②慢性疾患看護 | ③母性看護 | ④小児看護 | ⑤老年看護 |
| ⑥精神看護 | ⑦家族看護 | ⑧感染看護 | ⑨地域看護 | ⑩クリティカルケア看護 |
| ⑪在宅看護 | ⑫遺伝看護 | ⑬災害看護 | ⑭放射線看護 | ⑮プライマリケア看護(NP) |

(3) 学生のニーズ（「大学院への進学希望」看護学部新入生アンケート結果）

- ・R元 … 14名（本県6名、他県8名）（回答数：120名）
- ・R2 … 8名（〃5名、〃3名）（〃）

(4) 公立の看護系大学の状況

未設置：富山県立大学、千葉県立保健医療大学、
名寄市立大学、公立小松大学（※R4設置予定）

- ① 大学院（修士課程）の設置率 92%（46/50）
- ② 大学院（博士課程）〃 62%（31/50）

③ 近隣の看護系公立大学の状況

項目 大学名	課程		入学定員		専門看護師教育課程
	修士	博士	修士	博士	
石川県立看護大学	○	○	15	3	がん、小児、老年、地域
福井県立大学	○	△	10	△	
新潟県立看護大学	○	○	15	3	がん、老年
岐阜県立看護大学	○	○	12	2	がん、慢性、小児
公立小松大学	△	△	△	△	
敦賀市立看護大学	○	△	8	△	
(参考) 富山大学	○	○	16	若干	がん、母性

<課題>

専門看護師等の高度な職業人を求める医療現場のニーズや進学を希望する学生のニーズに応える体制が未整備である。

3. 専攻科（保健師・助産師育成課程）の設置に係る現状と課題

(1) 富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の提言（H27.8）

○質の高い看護職員を養成するため、全国的な流れを踏まえ、看護師養成を基本として、保健師、助産師の養成は選択制とする。

「富山県における看護系高等教育機関の整備充実に関する報告書」
（平成27年8月富山県看護系高等教育機関整備検討委員会）より

(2) 本学看護学部（H31.4開設）の教育課程

4年間で看護学をしっかりと学ぶために、カリキュラムを看護師育成に特化

(3) 医療現場等のニーズ

<令和2年1月28日 3団体（医師会、公的病院長協議会、看護協会）要望書>

2 県立大学において保健師及び助産師を育成すること

県立大学に大学専攻科を設置するなど、県内の保健師及び助産師の育成・確保を図ること。

<「専攻科（【保健師】育成課程：1年間）設置」に関するアンケート結果（R2.8本学実施）>

- ・設置を希望する医療機関等 74.6%（公的病院 95.8%、市町村 93.3%）
- ・今後10年間で、公的病院 29人、市町村 33人の採用希望がある。

このほか、県のR3年度採用予定数12名 公的病院、県、市町村（保健センター）を中心に保健師育成課程設置のニーズが高い。

<「専攻科（【助産師】育成課程：1年間）設置」に関するアンケート結果（R2.8本学実施）>

- ・設置を希望する医療機関等 82.7%（公的病院 87.5%、助産院 全7院）
- ・今後10年間で、公的病院 222人の採用希望がある。

公的病院、助産院を中心に助産師育成課程設置のニーズが高い。

<参考 総合衛生学院（保健学科、助産学科）卒業生の5年間（H27～R元）の平均就業状況>

保健学科 10.8人（うち県内 7.0人） 助産学科 11.6人（うち県内 8.0人）

区分		卒業年度		H27		H28		H29		H30		R元		平均	
		計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内		
保健学科 (定員25人)	卒業生数	22		15		14		17		17		17.0			
	うち保健師就業者数	11	6	7	3	10	8	13	9	13	9	10.8	7.0		
助産学科 (定員15人)	卒業生数	14		14		14		7		10		11.8			
	うち助産師就業者数	14	9	14	8	14	9	6	4	10	10	11.6	8.0		

(4) 学生のニーズ（「専攻科（保健師、助産師）への進学希望」看護学部新入生アンケート結果）

- ・R元 … 40名（本県21名、他県19名）（回答数：120名）
- ・R2 … 41名（ 〃 29名、 〃 12名）（ 〃 ）

(5) 近県の状況

項目 大学名	保健師			助産師		
	学部	専攻科	大学院	学部	専攻科	大学院
石川県立看護大学	○					○
福井県立大学	○					
新潟県立看護大学	○			○		
岐阜県立看護大学	○					
公立小松大学	○					
敦賀市立看護大学	○				○	
(参考) 富山大学	○			○		

<課題>

医療現場等の保健師、助産師への高いニーズ及び保健師、助産師を目指し学びたいという学生のニーズに応える体制が未整備である。

また、これまで、本県の保健師、助産師の養成を担ってきた県立総合衛生学院が令和3年度末で廃止となるため、その養成機能の継承が求められている。

4. 設置の必要性について

○看護系大学院について

医療現場のニーズや学生のニーズ及び全国的な流れを踏まえ、本検討委員会では、専門的な知識を持ち、リーダーシップのある専門看護師など、より高度な看護人材を育成し、富山県医療の充実に資するため、富山県立大学に大学院看護学研究科（修士課程）を設置すべきであるとの結論となった。

○専攻科（保健師・助産師育成課程）について

医療現場等のニーズや学生のニーズを踏まえ、本検討委員会では、富山県立大学に専攻科を設置し、県立総合衛生学院が担ってきた保健師・助産師の養成機能を継承すべきであるとの結論となった。

<将来的な課題に関する意見>

上記に加え、看護系大学院について、「看護学の研究者や大学での教員確保などのため、将来的には博士課程の設置も検討すべきである。」との意見があった。

また、専攻科について、「保健師、助産師を取り巻く情勢の変化を踏まえ、将来的には大学院での育成への移行も検討すべきである。」との意見があった。

Ⅲ 大学院（修士課程）・専攻科（保健師・助産師育成課程）のあり方について

1. 大学院看護学研究科（修士課程）のあり方

（1）教育理念・目標

○医療機関等の求める質の高い看護職員の育成、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材の育成に努めるべきである。

次のような人材の育成に努めるべきである。

- ・ 探求心、リーダーシップがあり、看護部門の長となり得る人材
- ・ 専門性が高く現場でリーダーシップが取れる看護師
- ・ 看護のレベルアップや看護学の発展に寄与する研究者

また、設置される大学院が富山県の看護学研究の拠点となるよう取り組むべきである。

（2）教育課程、入学資格

○富山県の特徴や医療現場のニーズ、地域貢献、周囲の大学との競合を踏まえた教育課程、専門看護師育成コースを設置するべきである。

○また、社会人修学の促進に取り組むべきである。

高齢者、療養病床が多い、糖尿病死亡率が高いなど富山県の特徴や、患者やその家族にとって今何が最適かを考えられる高度な看護人材を求める医療現場のニーズ、地域貢献、周囲の大学との競合を踏まえた教育課程（教育研究分野）及び専門看護師育成コースを設置するべきである。

なお、専門看護師育成コースの分野については、富山県の特徴や近隣大学での開講状況も踏まえ、当面は、老年看護や慢性看護の開講が望まれ、将来は、感染看護※や在宅看護などの医療現場のニーズに対応した分野の開講も検討されたい。

また、運営にあたっては、社会人入学枠の設定や休日・夜間講義、集中講義の実施、修業年限の延長、社会人修学生が実践現場で発見した研究課題を論文に結び付ける等の工夫など、意欲のある現役看護師が修学しやすいよう制度設計するべきである。なお、奨学金制度など経済面の支援を県等に働きかけることも検討すべきである。

※**専門看護師（感染症看護）** 令和2年10月13日現在、全国で77名が配置（富山県及び石川、福井、新潟、岐阜各県にはいない。）されており、同年4月現在、13の大学院（公立では、横浜市立、山梨県立、大阪府立）で教育課程が設置されている。
(日本看護協会認定部調べ)

○富山県の現状等

【専門看護師数】「富山県医療計画」

専門看護師数は 2017(平29)年7月現在13人、人口10万人当たり1.23人（全国：1.47人）となっている。（中略）質の高い医療を提供するため、高度な技術と専門知識を持つ認定看護師や専門看護師、特定行為に係る看護師のさらなる増加が必要

【**看護師・保健師・助産師の養成、確保：取組みの基本方向**】「富山県総合計画」

がん、糖尿病をはじめとする生活習慣病など特定の分野における実践能力の高い看護師等を養成します。

【**県内の専門看護師教育機関**】

富山大学大学院：課程数2 がん看護(46単位)、母性看護(46単位)

○大学院・専攻科の設置に関するアンケート結果(専門看護師課程が必要な分野)

- ・ 老年(75/117 施設)、在宅(66)、地域(52)、感染(34)、がん(32)、慢性(28) の順
- ・ 主な配置先となっている公的病院では、老年 (23/24)、在宅 (13)、慢性 (12) の順

(3) 入学定員

○修学ニーズを踏まえ、近隣看護系大学院の充足率も参考にしながら検討すべきである。

(参考) 近隣看護系大学院の学生数・充足率

(単位 人、%)

	大学名	専攻	修業 年限	入学 定員	収容 定員A	現員数(R2.5.1)				充足率 (B/A)	(参考) 前年度 充足率
						1年次	2年次	3年次	合計B		
国立	富山大学	看護学専攻	2年	16	32	4	23		27	84.4%	(81.3%)
国立	金沢大学	保健学専攻	2年	※1 70	140	67	71		138	98.6%	(87.1%)
国立	福井大学	看護学専攻	2年	12	24	9	18		27	112.5%	(141.7%)
国立	新潟大学(※2)	保健学専攻	2年	20	40	21	37		58	145.0%	(145.0%)
公立	石川県立看護大学	看護学専攻	2年	15	30	13	13		26	86.7%	(93.3%)
公立	福井県立大学	看護学専攻	2年	10	20	0	2		2	10.0%	(50.0%)
公立	敦賀市立看護大学	看護学専攻	2年	8	16	3	14		17	106.3%	(100.0%)
公立	新潟県立看護大学(※2)	看護学専攻	2年	15	30	18	21		39	130.0%	(130.0%)
公立	岐阜県立看護大学(※3)	看護学専攻	3年	12	36	8	12	11	31	86.1%	(86.1%)
私立	金沢医科大学	看護学専攻	2年	6	12	5	12		17	141.7%	(150.0%)

※1 金沢大学は、医療科学領域(技師等)、リハビリテーション科学領域(OT,PT等)を含む。

※2 R元.5.1 数値(R2 数値未発表)

※3 H31.4.1 数値(R2 数値未発表)

2. 専攻科（保健師・助産師育成課程）のあり方

(1) 考え方

○富山県立大学に専攻科を設置し、県立総合衛生学院が担ってきた保健師・助産師の養成機能を継承すべきである。

保健師については、感染症対策や災害時対応など従来の保健予防分野での役割の質的变化に加え、地域包括支援センターにおけるコーディネート業務などの介護予防や、精神障害者支援、児童虐待防止など、新たな分野での役割が拡大している。

また、助産師については、増加するハイリスク妊産婦への対応や、産後うつへの適切なケアなど、少子化が続く中であってもその果たす役割は高度化・複雑化し、拡充している。

保健師・助産師とも、人口減少社会にあっても将来にわたってニーズの増大が今後とも見込まれている。

こうした需給状況を踏まえ、県立大学に、当面、履修期間1年間の専攻科を設置し、県立総合衛生学院の閉院による保健師・助産師養成停止の影響を最小限としてその機能を継承すべきである。

なお、人口減、疾病構造の変化、就業の場の多様化などから、今後も看護専門職養成カリキュラムの一層の充実が求められていく傾向にあると考えられるため、専攻科は、保健師・助産師の育成を将来大学院に移行していくことも視野に入れて運営することが望まれる。

(2) 入学定員

○専攻科の入学定員の設定にあたっては、修学ニーズを踏まえ、近年の県立総合衛生学院を卒業した就業者数も参考にしながら、検討すべきである。

<参考(再掲) 総合衛生学院(保健学科、助産学科)卒業生の5年間(H27～R元)の平均就業状況>

保健学科 10.8人（うち県内 7.0人） 助産学科 11.6人（うち県内 8.0人）

卒業年度		H27		H28		H29		H30		R元		平均	
		計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内	計	うち県内
保健学科 (定員 25人)	卒業者数	22		15		14		17		17		17.0	
	うち保健師就業者数	11	6	7	3	10	8	13	9	13	9	10.8	7.0
助産学科 (定員 15人)	卒業者数	14		14		14		7		10		11.8	
	うち助産師就業者数	14	9	14	8	14	9	6	4	10	10	11.6	8.0

IV 結論

- 本検討委員会では、富山県立大学における看護系大学院及び専攻科（保健師・助産師育成課程）の設置の必要性和設置する場合のあり方について検討を進めてきたところであり、その結果、次のような結論に達した。

◎看護系大学院について

より高度な看護人材を育成し、富山県医療の充実に資するため、富山県立大学に大学院看護学研究科（修士課程）を設置すべきである。また、その教育課程や入学定員等については、次の点を踏まえ、今後、県立大学において具体的に検討してほしい。

（１）教育理念・目標

- ・ 医療機関等の求める質の高い看護職員の育成、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材の育成に努めるべきである。

（２）教育課程、入学資格

- ・ 富山県の特徴や医療現場のニーズ、地域貢献、周囲の大学との競合を踏まえた教育課程、専門看護師育成コースを設置すべきである。
- ・ また、社会人修学の促進に取り組むべきである。

（３）入学定員

- ・ 修学ニーズを踏まえ、近隣看護系大学院の充足率も参考にしながら検討すべきである。

◎専攻科（保健師・助産師育成課程）について

富山県立大学に専攻科を設置し、県立総合衛生学院が担ってきた保健師・助産師の養成機能を継承すべきである。また、入学定員については、次の点を踏まえ、今後、県立大学において具体的に検討してほしい。

（１）入学定員について

- ・ 修学ニーズを踏まえ、近年の県立総合衛生学院を卒業した就業者数も参考にしながら、検討すべきである。

- 大学院（修士課程）及び保健師・助産師を育成する専攻科の設置にあたっては、様々な準備を要すると考えられるが、報告書の趣旨を踏まえ、早期の実現に向けて取組みを進めていただきたい。

1. 検討委員会の概要

(1) 富山県立大学看護系大学院等設置検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 大学院看護学研究科及び専攻科（保健師養成課程、助産師養成課程）の設置について検討、協議を行うため、富山県立大学看護系大学院等設置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、大学院看護学研究科及び専攻科（保健師養成課程、助産師養成課程）の設置にあたり、教育課程、定員、その他必要な事項について検討、協議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、7名以内で組織する。

2 委員は、保健、医療、福祉又は教育に関し優れた識見を有する者のうちから、学長が委嘱する。

3 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、必要に応じ、任期を延長する場合がある。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を進行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長を互選する会議については、学長が招集する。

(アドバイザー)

第6条 委員会に、必要な意見を聴くため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学長が委嘱する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、富山県立大学富山キャンパス事務部管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

2 この要綱は、大学院看護学研究科及び専攻科の開設の日限り、その効力を失う。

(2) 富山県立大学看護系大学院等設置検討委員会委員等名簿

区分	氏名	団体名	職名	備考
委員	委員長 野田 八嗣	富山県公的病院長協議会	会長	済生会高岡病院長
	岡本 里美	富山県公的病院看護部長協議会	会長	富山県立中央病院
	加藤 真理子	富山県訪問看護ステーション連絡協議会	会長	富山赤十字訪問看護ステーション
	春山 早苗	自治医科大学	看護学部長	
	菱沼 典子	一般社団法人 公立大学協会	看護・保健 医療部会長	三重県立看護大学 理事長・学長
	馬瀬 大助	公益社団法人 富山県医師会	会長	
	松原 直美	公益社団法人 富山県看護協会	会長	
アドバイザー	尾形 裕也	九州大学	名誉教授	元厚生省健康政策局 看護職員確保対策官

2. 検討の経過

(1) 第1回 令和2年9月18日(金) 16:00～ 富山県立大学富山C教授会室

【議 題】

- ① 看護系大学院の現状と課題について
- ② 保健師、助産師養成課程の現状と課題について
- ③ その他

(2) 第2回 令和2年10月19日(月) 13:30～ 富山県立大学富山C教授会室

【議 題】

- ① 富山県立大学における看護系大学院・専攻科(保健師養成課程、助産師養成課程)設置の必要性について
- ② その他

(3) 第3回 令和2年12月18日(金) 13:30～ 富山県立大学富山C教授会室

【議 題】

- ① 富山県立大学における看護系大学院・専攻科(保健師養成課程、助産師養成課程)の教育課程、入学定員等の考え方について
- ② その他

(4) 第4回 令和3年1月26日(火) 13:30～ 富山県立大学富山C教授会室

【議 題】

- ① 報告書のとりまとめ
- ② その他

看護学研究科: 育成する人材像と3つのポリシーの関係

育成する人材像

大学院看護学研究科の教育理念

本学看護学部では、幅広い教養と人々への共感的態度を備えた人間性豊かな人材、そして創造力、実践力及び探究心を兼ね備え、多職種と協働しながら地域や社会に貢献できる人材の育成を目指している。

加えて、大学院看護学研究科では、看護職者としての倫理観と広い視野を持ち、高度な看護実践能力を備え、看護の課題を科学的に探究し、地域や社会の発展に寄与できる人材を育成する。また、これらを通して将来の看護学研究者の基盤となる能力を持つ人材を育成する。

3つのポリシー

ディプロマポリシー

1 医療及び看護の先端技術を含む高度な専門的知識を持ち、活用する能力を身につけている。

2 保健、医療、福祉の場で、リーダーシップを発揮し、多職種・多機関と連携・協働し、看護倫理に基づく実践能力を身につけている。

3 看護学研究を進める上で一般的な手法を理解し、課題を科学的に解決する能力を身につけている。

4 国際的な保健医療に関心を持ち、柔軟な思考と広い視野を身につけている。

5 地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて主体的に取り組む能力を身につけている。

6 看護職者として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を身につけている。

カリキュラムポリシー

カリキュラムの編成方針

1 医療や看護の先端技術を含む、より高度な専門的知識を身につけ、活用する能力を育む。

2 保健、医療、福祉などのあらゆる場において、リーダーシップをもって多職種・多機関と連携・協働し、倫理に基づく看護を実践する能力のより一層の向上を図る。

3 看護学研究を進める上で一般的な手法を理解し、より困難な課題に挑戦し解決する能力を培う。

4 国際的な保健医療に関心を持ち、併せて地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて主体的に取り組む能力を培う。

アドミッションポリシー

1 看護学の基礎知識と総合的な学力を有する人

2 豊かな人間性と高い探究心を持ち、自主的・意欲的に学び、看護学の向上に寄与したい人

3 倫理観及び、地域社会や国際社会に貢献する意思と責任感を有する人

教育課程の編成

学修方法

学修成果の評価

カリキュラムポリシーと授業科目の関係

カリキュラムポリシー (CP)

1. 医療及び看護の先端技術を含む、より高度な専門知識を身につけ、活用する能力を育む。
2. 保健、医療、福祉などのあらゆる場において、リーダーシップをもって多職種・多機関と連携・協働し、倫理に基づく看護を実践する能力のより一層の向上を図る。
3. 看護学研究を進める上での一般的手法を理解し、より困難な課題に挑戦し解決する能力を培う。
4. 国際的な保健医療に関心を持ち、併せて地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて主体的に取り組む能力を培う。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		カリキュラムポリシー (CP)			
			必修	選択	1	2	3	4
共通科目 (⑬科目)	看護学研究特論	1前	2		○	○	◎	○
	看護倫理特論	1前	2			◎		○
	看護教育特論	1後		2		◎		○
	看護管理特論	1後		2		◎		○
	コンサルテーション特論	1後		2		◎		○
	看護統計特論	1前		2				◎
	看護ケア科学特論	1前	2		◎	○		○
	国際看護特論	1後		2	○	○		◎
	ケアコミュニケーション特論	1前		2	◎	○		○
	富山県の医療保健福祉特論	1前		2		◎		○
	臨床薬理学特論	1後		2	◎	○		
	フィジカルアセスメント特論	1後		2	◎	○		
病態生理学特論	1前		2	◎	○			
看護専門科目 (5分野×⑬科目)	基礎看護学特論	1前		2	◎	○	◎	
	基礎看護学特論演習Ⅰ	1後		2	○	○	◎	○
	基礎看護学特論演習Ⅱ	2前		2	○	◎	○	
	成人看護学特論	1前		2	◎	○	◎	
	成人看護学特論演習Ⅰ	1後		2	○	○	◎	○
	成人看護学特論演習Ⅱ	2前		2	○	◎	○	
	老年精神看護学特論	1前		2	◎	○	◎	
	老年精神看護学特論演習Ⅰ	1後		2	○	○	◎	○
	老年精神看護学特論演習Ⅱ	2前		2	○	◎	○	
	母子看護学特論	1前		2	◎	○	◎	
	母子看護学特論演習Ⅰ	1後		2	○	○	◎	○
	母子看護学特論演習Ⅱ	2前		2	○	◎	○	
地域在宅看護学特論	1前		2	◎	○	◎		
地域在宅看護学特論演習Ⅰ	1後		2	○	○	◎	○	
地域在宅看護学特論演習Ⅱ	2前		2	○	◎	○		
高度実践看護科目 (老年看護⑩科目)	老年看護学原論	1前		2	○	◎		◎
	高齢者アセスメント論	1前		2	◎	○		
	老年医学特論	1前		2	◎	○		
	高齢者高度看護実践論	1前		2	◎	◎		
	高齢者ケアシステム論	1前		2	○	◎		◎
	高度実践老年看護学演習Ⅰ (慢性期における老年看護)	1後		2	○	◎		
	高度実践老年看護学演習Ⅱ (認知症老年看護)	1後		2	○	◎		
	高度実践老年看護学実習Ⅰ (専門看護師の役割実践)	1後		1	○	◎		
	高度実践老年看護学実習Ⅱ (認知症高齢者への看護実践)	2前		6	◎	◎		○
高度実践老年看護学実習Ⅲ (慢性期における老年看護実践)	2前		3	○	◎			
科 研 目 究	看護学特別研究 (研究コース)	2通	10				◎	◎
	特定課題研究 (専門看護師コース)	2通		6			◎	◎

◎ : CPに該当する授業科目 ○ : CPに関連性が強い授業科目

富山県高齢者保健福祉計画

第8期 富山県介護保険事業支援計画

計 画 期 間

令和3年度一令和5年度



令和3年3月

2 本県の現状と課題

(1) 高齢者を取りまく現状

1) 高齢者人口の状況

本県の人口は平成11(1999)年から減少に転じている中で、高齢者人口(65歳以上)は徐々に増加し、令和2(2020)年10月には65歳以上人口の割合(高齢化率)は32.7%と、約10人に3人が高齢者となっています。また、高齢者のうち半数以上が75歳以上となっています。

本県では全国より早いペースで高齢化が進んでいます。

富山県の高齢者人口の推移

(単位：人)

区分	2000年 (H12年)	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
富山県の総人口	1,120,851	1,070,070	1,066,328	1,061,393	1,055,893	1,050,246	1,042,998	1,034,670
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	232,733 (20.8%)	316,923 (29.7%)	322,899 (30.5%)	327,224 (31.1%)	330,450 (31.6%)	332,619 (31.9%)	333,776 (32.3%)	335,566 (32.7%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	130,949 (11.7%)	160,180 (15.0%)	164,058 (15.5%)	164,686 (15.6%)	163,150 (15.6%)	162,267 (15.6%)	159,134 (15.4%)	159,939 (15.6%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	101,784 (9.1%)	156,743 (14.7%)	158,841 (15.0%)	162,538 (15.4%)	167,300 (16.0%)	170,352 (16.4%)	174,642 (16.9%)	175,627 (17.1%)

※各年10月1日現在。(2000(H12)年、2015(H27)年「国勢調査」、その他は県人口移動調査)

日本の高齢者人口の推移

(単位：千人)

区分	2000年 (H12年)	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
日本の総人口	126,926	127,083	127,095	126,933	126,706	126,443	126,167	125,880
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	22,005 (17.4%)	33,000 (26.0%)	33,465 (26.6%)	34,591 (27.3%)	35,152 (27.7%)	35,578 (28.1%)	35,885 (28.4%)	36,190 (28.7%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	13,007 (10.3%)	17,083 (13.4%)	17,340 (13.8%)	17,683 (13.9%)	17,670 (13.9%)	17,603 (13.9%)	17,395 (13.8%)	17,470 (13.9%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	8,999 (7.1%)	15,917 (12.5%)	16,126 (12.8%)	16,908 (13.3%)	17,482 (13.8%)	17,975 (14.2%)	18,490 (14.7%)	18,720 (14.9%)

※各年10月1日現在。(2000(H12)年、2015(H27)年「国勢調査」、その他は総務省統計局人口推計(2020(R2)年は概算値))

高齢者人口は、令和2年頃にはピークを迎えると予測されていますが、人口減少に伴い、高齢化率は上昇し続け、団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7(2025)年には、本県では、3人に1人が高齢者になると見込まれます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢化率は38.8%となり、さらに上昇すると見込まれています。

高齢者人口の推移と将来推計

(単位：千人)

区分	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
富山県の総人口	1,121	1,112	1,093	1,066	1,035	996	863
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	233 (20.8%)	258 (23.3%)	285 (26.2%)	323 (30.5%)	340 (32.8%)	337 (33.8%)	335 (38.8%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	131 (11.7%)	132 (11.8%)	138 (12.7%)	164 (15.5%)	161 (15.6%)	129 (12.9%)	140 (16.2%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	102 (9.1%)	127 (11.4%)	147 (13.5%)	159 (15.0%)	178 (17.2%)	208 (20.9%)	195 (22.6%)
日本の総人口	126,926	127,768	128,057	127,095	125,325	122,544	110,919
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	22,005 (17.4%)	25,672 (20.2%)	29,246 (23.0%)	33,465 (26.6%)	36,192 (28.9%)	36,771 (30.0%)	39,206 (35.3%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	13,007 (10.3%)	14,070 (11.1%)	15,173 (11.9%)	17,340 (13.8%)	17,472 (13.9%)	14,971 (12.2%)	16,814 (15.2%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	8,999 (7.1%)	11,602 (9.1%)	14,072 (11.1%)	16,126 (12.8%)	18,720 (14.9%)	21,800 (17.8%)	22,392 (20.2%)

※2000(H12)年、2005(H17)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」(割合は、総人口から年齢不詳を除いて算出)

※2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2018(H30)年3月推計)、『日本の将来推計人口』(2017年(H29)年4月推計)

2) 高齢者世帯の状況

平成27(2015)年の国勢調査によると、県内の一般世帯(390,313世帯)のうち51.5%の200,852世帯が、「高齢者のいる世帯」となっています。また、「高齢者のいる世帯」のうち、一人暮らしの高齢者世帯は19.9%の39,871世帯となっています。

今後、高齢者の一人暮らし世帯や高齢の夫婦のみ世帯は、年々増加すると見込まれており、令和7(2025)年には、本県の一般世帯に占める割合は、高齢者の一人暮らし世帯が12.7%、高齢の夫婦のみ世帯が13.6%に、令和22(2040)年には、高齢者一人暮らし世帯が16.0%、高齢夫婦のみ世帯が14.5%と増加する見込みとなっています。

富山県の世帯の現況

(単位：世帯)

区 分	2000(H12)年	2010(H22)年	2015(H27)年	全国	
				順位	平均
一般世帯数	356,361	382,431	390,313	—	—
65歳以上親族(高齢者)のいる世帯数	154,899	182,851	200,852	—	—
一般世帯に占める割合	43.5%	47.8%	51.5%	4位	40.7%

※2000(H12)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」

(その他は、核家族世帯、兄弟姉妹からなる世帯など)

高齢者のいる世帯の家族類型

(単位：世帯)

区 分	富 山 県						全 国					
	2000(H12)年		2010(H22)年		2015(H27)年		2000(H12)年		2010(H22)年		2015(H27)年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者のいる世帯	154,899	100.0%	182,851	100.0%	200,852	100.0%	15,044,608	100.0%	19,337,687	100.0%	21,713,308	100.0%
一人暮らし世帯	19,931	12.9%	31,441	17.2%	39,871	19.9%	3,032,140	20.2%	4,790,768	24.8%	5,927,686	27.3%
夫婦のみ世帯	29,924	19.3%	41,714	22.8%	49,466	24.6%	3,976,752	26.4%	5,525,270	28.6%	6,420,243	29.6%
3世代同居世帯	67,197	43.4%	54,487	29.8%	47,494	23.6%	4,038,775	26.8%	3,174,887	16.4%	2,701,063	12.4%
その他	37,847	24.4%	55,209	30.2%	64,021	31.9%	3,996,941	26.6%	5,846,762	30.2%	6,664,316	30.7%

※2000(H12)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」

(その他は、核家族世帯、兄弟姉妹からなる世帯など)

富山県の高齢世帯数の推移と将来推計

(単位：世帯)

区 分	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
高齢世帯数(世帯主が65歳以上の世帯) (一般世帯に対する割合)	105,431 (29.6%)	120,591 (32.6%)	138,840 (36.3%)	163,423 (41.9%)	173,900 (44.4%)	173,464 (44.6%)	175,517 (48.4%)
うち一人暮らし世帯数 (一般世帯に対する割合)	19,931 (5.6%)	25,255 (6.8%)	31,441 (8.2%)	39,871 (10.2%)	46,267 (11.8%)	49,584 (12.7%)	57,991 (16.0%)
うち夫婦のみ世帯数 (一般世帯に対する割合)	29,441 (8.3%)	35,272 (9.5%)	41,100 (10.7%)	48,733 (12.5%)	52,794 (13.5%)	52,923 (13.6%)	52,622 (14.5%)
一般世帯数	356,361	370,230	382,431	390,313	391,673	389,096	362,745

※2000(H12)年、2005(H17)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019(H31)年4月推計)

日本の高齢世帯数の推移と将来推計

(単位：千世帯)

区 分	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
高齢世帯数(世帯主が65歳以上の世帯) (一般世帯に対する割合)	11,136 (23.8%)	13,546 (27.6%)	15,986 (30.8%)	18,813 (35.3%)	20,645 (38.2%)	21,031 (38.9%)	22,423 (44.2%)
うち一人暮らし世帯数 (一般世帯に対する割合)	3,032 (6.5%)	3,865 (7.9%)	4,791 (9.2%)	5,928 (11.1%)	7,025 (13.0%)	7,512 (13.9%)	8,963 (17.7%)
うち夫婦のみ世帯数 (一般世帯に対する割合)	3,854 (8.2%)	4,648 (9.5%)	5,390 (10.4%)	6,256 (11.7%)	6,740 (12.5%)	6,763 (12.5%)	6,870 (13.5%)
一般世帯数	46,782	49,063	51,842	53,332	54,107	54,116	50,757

※2000(H12)年、2005(H17)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018(H30)年1月推計)

3) 要介護（要支援）認定者の状況

本県の要介護（要支援）認定者数及び認定率（高齢者人口に対する割合）は、年々増加しており、令和2（2020）年3月において、それぞれ、62,657人・18.7%（全国平均18.6%）となっており、要介護認定者の88.6%が75歳以上となっています。また、令和7（2025）年には、認定者数は約6万7千人に、認定率は20.3%に、令和22（2040）年には、認定者数は約7万5千人に、認定率は22.8%にそれぞれ増加する見込みとなっています。

要介護度別の構成割合の比較では、本県は、全国と比較すると、要支援者の割合が低く、要介護者の割合が高くなっており、令和2（2020）年3月において、要介護者の割合は全国平均より6.2ポイント上回っています。これは、本県は年齢の高い要介護認定者が多いためと考えられます。

富山県の要介護（要支援）認定者数の推移

（単位：人）

区 分	2000年 (H12年)	2006年 (H18年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2000(H12)年4月との比較		2025(R7)年	2020(R2)年3月との比較		2040(R22)年	2020(R2)年3月との比較	
	4月	3月	3月	3月	3月	増加数	伸び率	見込	増加数	伸び率	見込	増加数	伸び率
65歳以上認定者数 (対65歳以上人口比)	22,757 (9.9%)	42,382 (16.3%)	60,307 (18.2%)	61,798 (18.5%)	62,657 (18.7%)	39,900	275.3%	67,350 (20.3%)	4,693	107.5%	74,689 (22.8%)	12,032	119.2%
うち75歳以上の認定者数 (認定者全体に対する割合)	19,167 (81.9%)	36,838 (84.4%)	54,089 (88.1%)	55,565 (88.4%)	56,446 (88.6%)	37,279	294.5%	61,709 (90.4%)	5,263	109.3%	68,612 (91.0%)	12,166	121.6%
40～64歳認定者数	636	1,259	1,084	1,058	1,082	446	170.1%	937	-145	86.6%	741	-341	68.5%
認定者数 合計	23,393	43,641	61,391	62,856	63,739	40,346	272.5%	68,287	4,548	107.1%	75,430	11,691	118.3%

(要介護度別)

要支援1 (構成比)	1,936 (8.3%)	4,242 (9.7%)	6,382 (10.4%)	6,770 (10.8%)	6,865 (10.8%)	11,999	719.8%	7,309 (10.7%)	737	105.3%	7,653 (10.1%)	1,568	111.3%
要支援2 (構成比)	-	-	6,545 (10.7%)	6,955 (11.1%)	7,070 (11.1%)			7,363 (10.8%)			7,850 (10.4%)		
要支援計 (構成比)	1,936 (8.3%)	4,242 (9.7%)	12,927 (21.1%)	13,725 (21.8%)	13,935 (21.9%)	11,999	681.8%	14,672 (21.5%)	737	105.3%	15,503 (20.6%)	1,568	111.3%
要介護1 (構成比)	5,565 (23.8%)	13,618 (31.2%)	13,624 (22.2%)	14,029 (22.3%)	14,015 (22.0%)	8,450	251.8%	15,088 (22.1%)	1,073	107.7%	16,437 (21.8%)	2,422	117.3%
要介護2 (構成比)	4,591 (19.6%)	7,378 (16.9%)	11,434 (18.6%)	11,515 (18.3%)	12,019 (18.9%)	7,428	261.8%	12,732 (18.6%)	713	105.9%	14,181 (18.8%)	2,162	118.0%
要介護3 (構成比)	3,717 (15.9%)	6,505 (14.9%)	9,235 (15.0%)	9,237 (14.7%)	9,534 (15.0%)	5,817	256.5%	10,289 (15.1%)	755	107.9%	11,665 (15.5%)	2,131	122.4%
要介護4 (構成比)	3,975 (17.0%)	6,046 (13.9%)	8,015 (13.1%)	8,179 (13.0%)	8,119 (12.7%)	4,144	204.3%	8,816 (12.9%)	697	108.6%	10,183 (13.5%)	2,064	125.4%
要介護5 (構成比)	3,609 (15.4%)	5,852 (13.4%)	6,156 (10.0%)	6,171 (9.8%)	6,117 (9.6%)	2,508	169.5%	6,690 (9.8%)	573	109.4%	7,461 (9.9%)	1,344	122.0%
要介護計 (構成比)	21,457 (91.7%)	39,399 (90.3%)	48,464 (78.9%)	49,131 (78.2%)	49,804 (78.1%)	28,347	232.1%	53,615 (78.5%)	3,811	107.7%	59,927 (79.4%)	10,123	120.3%

※2000(H12)年4月及び2006(H18)年3月の「要支援」は、「要支援1」に記載

※2025(R7)年、2040(R22)年見込みは保険者推計値

要介護度別の構成割合の全国との比較（2020(R2)年3月）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
富山県	10.8%	11.1%	22.0%	18.9%	15.0%	12.7%	9.6%
	21.9%		78.1%				
全 国	14.0%	14.1%	20.2%	17.3%	13.2%	12.2%	9.0%
	28.1%		71.9%				

(参考) 要介護（要支援）認定者の年齢別の構成割合の全国との比較（2020(R2)年3月）

	75歳以上	65～74歳	40～64歳
富山県	88.6%	9.7%	1.7%
全 国	87.2%	10.9%	1.9%

公立大学法人富山県立大学教職員就業規則

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、教職員とは教員及び職員をいう。

2 この規則において、教員とは教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

3 この規則において、職員とは教員以外の者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、常勤の教職員に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用教職員（第 24 条の規定により採用された教職員をいう。以下同じ。）については、この規則を適用しない。

3 再雇用教職員、非常勤職員その他の別に定める規程に基づき雇用される教職員の就業に関する事項については別に定める。

4 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成 13 年富山県条例第 52 号）の規定に基づき、富山県から法人に派遣される職員の就業に関する事項については、法人と富山県で締結される富山県職員の派遣に関する協定において規定されている事項を除き、この規則を適用する。

(法令との関係)

第 4 条 この規則に定めのない事項については、これに付随する規程及び労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第 5 条 法人の理事長（以下「理事長」という。）及び教職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない

(採用)

第 6 条 教職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 教員の選考方法その他の必要な事項については、公立大学法人富山県立大学教員選考規程（第 11 条第 3 項において「教員選考規程」という。）の定めるところによる。

3 理事長は、任期を定めて教職員を採用することができる。

4 任期を定めて採用された教職員（第 17 条第 4 項において「任期付教職員」という。）の任期その他の必要な事項については、公立大学法人富山県立大学教職員任期規程の定めるところによる。

（労働条件の明示）

第 7 条 理事長は、教職員の採用に際しては、採用しようとする教職員に対し、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（採用時の提出書類）

第 8 条 教職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が提出を要しないと認める場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書（写真添付のもの）
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 健康診断書（3 月以内のもの）
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) 就こうとする職務に必要な資格に関する証明書
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 教職員は、前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面によりこれを届け出なければならない。

（試用期間）

第 9 条 新たに教職員として採用された者は、採用の日から 6 月を試用期間とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 前項の試用期間は、理事長が特に必要と認めたときは、1 年に至るまで延長することができる。

3 理事長は、試用期間中の教職員について、勤務実績が不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づき引き続き雇用することが不適当と認めたときは、第 25 条の規定により解雇することができる。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

（評価）

第 10 条 理事長は、教職員の勤務実績及び職務遂行能力について、評価を行うものとする。

(昇任)

第 11 条 教職員の昇任は、選考により行う。

2 前項の選考は、勤務実績及び職務遂行能力の総合的な評価により行う。

3 教員の選考方法その他の必要な事項については、教員選考規程の定めるところによる。

(降任)

第 12 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 本人が希望し、これを理事長が認めた場合

(5) 組織又は定数の改廃により過員を生じた場合

2 理事長は、教職員を降任する場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

3 教職員の降任に係る手続については、公立大学法人富山県立大学教職員の懲戒等手続に関する規程（以下「懲戒等手続規程」という。）の定めるところによる。

(配置)

第 13 条 理事長は教職員の配置について、法人の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(異動)

第 14 条 理事長は、法人の業務の都合により、教職員に対し、配置換、兼務及び出向（以下「配置換等」という。）を命じることができる。

2 配置換等を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

(赴任)

第 15 条 異動を命じられた教職員及び新たに採用された教職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(休職)

第 16 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命じることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 学校、研究所その他のこれらに準ずる公共的施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 第9条第1項又は第2項に規定する試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第17条 前条第1項第1号及び第3号から第5号に掲げる事由による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じた期間とする。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

3 第1項に規定する場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

4 前3項の場合において、任期付教職員の休職の期間の満了日は、任期満了の日を超えることはできない。

(復職)

第18条 理事長は、前条第1項に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職させるものとする。

2 教職員は第16条第1項第1号の規定により休職を命じられている場合において、当該休職の事由が消滅したときは、医師の診断書を添えて、理事長に復職を願い出なければならない。

3 休職とした教職員を復職させる場合は、原則として休職前の職務に復職させる。ただし、休職前の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適當な場合には、他の職務に就かせることができる。

(休職者の給与)

第19条 休職者の給与については、公立大学法人富山県立大学教職員給与規程（第29条において「教職員給与規程」という。）の定めるところによる。

(退職)

第20条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

(1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日

(2) 定年に達したとき 定年に達した日以降における最初の3月31日

- (3) 任期の定めがあり、その任期を満了したとき 任期満了の日
- (4) 休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅しないとき 休職の期間の満了日
- (5) 死亡した場合 死亡日

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出た教職員が第 52 条第 1 項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続を行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

(自己都合退職)

第 21 条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、書面により理事長に申し出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(定年退職)

第 22 条 教員の定年は満 65 歳とする。ただし、助教及び助手の定年は満 60 歳とする。

2 職員の定年は満 60 歳とする。

(定年の特例)

第 23 条 理事長は、教育研究上又は法人運営上特別の必要がある場合は、在職する教員の前条第 1 項に規定する定年を延長し、又は同項に規定する定年を超える教員を採用することができる。この場合において必要な事項は、公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程の定めるところによる。

2 理事長は、定年に達した職員が第 20 条第 1 項第 2 号の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、その職員の定年退職日から起算して 1 年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

3 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の理由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

(再雇用)

第 24 条 理事長は、定年に達する教員（教授、准教授及び講師を除く。）及び職員が再雇用を希望した場合には任期を定め、採用することができる。

2 教職員の再雇用については、公立大学法人富山県立大学教職員再雇用規程の定めるところによる。

(解雇)

第 25 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、職務を遂行するために必要な適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時に本採用が不相当と認められる場合
- (5) 事業活動の縮小その他法人の経営上やむを得ない事由により減員が必要となった場合
- (6) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
- (7) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

2 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇する。ただし、教職員が第 2 号に該当する場合でその刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたときであって、その情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該教職員を解雇しないことができる。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

3 理事長は、前 2 項の規定により教職員を解雇しようとするときは、少なくとも 30 日前にその予告を行うか、又は 30 日分に相当する平均賃金を支給するものとする。ただし、予告日数は平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

4 前項の規定は、第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する試用期間中の教職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は労基法第 20 条第 3 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は適用しない。

5 教職員の解雇に係る手続については、懲戒等手続規程の定めるところ

による。

(解雇制限)

第 26 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後 3 年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。第 50 条において「地公災法」という。）に基づく傷病補償年金を受けているとき、若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなったとき、又は天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合で、労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 労基法第 65 条に定める産前産後の休業する期間及びその後 30 日間
(退職又は解雇後の責務)

第 27 条 退職し、又は解雇された者は、法人から借用している物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書)

第 28 条 理事長は、退職し、又は解雇された者が、次項各号に掲げる事項について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、証明すべき事項を限定して請求があった場合は、この限りでない。

- (1) 勤続期間
- (2) 業務の種類
- (3) 職位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇された場合は、その理由を含む。）

3 理事長は、第 25 条第 1 項の規定による教職員の解雇に際して教職員が当該解雇の理由について説明書の交付を請求した場合は遅滞なくこれを交付しなければならない。

(給与)

第 29 条 教職員の給与については、教職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第 30 条 教職員の退職手当については、公立大学法人富山県立大学教職員退職手当規程の定めるところによる。

(誠実義務)

第 31 条 教職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、日常行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 教職員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務専念義務)

第 32 条 教職員は、法令、この規則及び法人の諸規程（以下「法令等」という。）に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する業務に従事しなければならない。

2 教職員は、次に掲げる場合においては、あらかじめ理事長の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 法人が実施する健康診断を受ける場合

(3) その他理事長が適当であると認める場合

(服務心得)

第 33 条 教職員は、法令等を遵守し、上司の指揮命令に従い、その職務を遂行しなければならない。

2 教職員の服務については、公立大学法人富山県立大学教職員服務規程の定めるところによる。

(信用失墜行為の禁止)

第 34 条 教職員は、法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は教職員全体の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 35 条 教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 教職員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に関する事項を公表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(個人情報保護)

第 36 条 教職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(兼業)

第 37 条 教職員は、理事長の許可を受けなければ、他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 教職員の兼業については、公立大学法人富山県立大学教職員兼業規程の定めるところによる。

(職務に係る倫理)

第 38 条 教職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 教職員の職務に係る倫理については、公立大学法人富山県立大学教職員倫理規程の定めるところによる。

(キャンパス・ハラスメントの防止及び排除)

第 39 条 教職員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他の人権侵害（次項において「キャンパス・ハラスメント」という。）をいかなる形でも行ってはならず、これの防止及び排除等に努めなければならない。

2 キャンパス・ハラスメントの防止及び排除等については、公立大学法人富山県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(旧姓の使用)

第 40 条 教職員は、所定の手続を経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下この条において「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

(文書の配布、集会等)

第 41 条 教職員は、法人の敷地内又は施設内において次の行為を行おうとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

(1) 文書、図画等の掲示若しくは配布又はその他の方法による宣伝活動（寄附募集及び署名活動を含む。）

(2) 業務外の集会、演説、放送その他これらに類する行為
(勤務時間等)

第 42 条 教職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人富山県立大学教職員の勤務時間等に関する規程の定めるところによる。

(育児休業等)

第 43 条 3 歳に満たない子の養育又は家族の介護を要する教職員は、理事長に申し出て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮等必要な措置を受けることができる。

2 育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮等については、公立大学法人富山県立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(研修)

第 44 条 理事長は、教職員の研修の機会の提供に努めるものとする。

2 教職員は、業務に関し必要な知識、技能等を向上させるため、研修に参加することを命じられた場合は、研修を受けなければならない。

3 教職員の研修については、公立大学法人富山県立大学教職員研修規程

の定めるところによる。

(安全衛生管理)

第 45 条 理事長は、職場における教職員の安全と健康を確保し、及び快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関係法令に基づき、教職員の安全及び衛生の管理について必要な措置を講じるものとする。

2 教職員は、安全及び衛生について、関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、理事長が行う安全及び衛生に関する措置に協力し、労働災害の防止に努めなければならない。

3 教職員の安全及び衛生については、公立大学法人富山県立大学教職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

(出張)

第 46 条 理事長は、職務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 教職員が出張を終えたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅費)

第 47 条 旅費については、公立大学法人富山県立大学教職員旅費規程の定めるところによる。

(福利厚生)

第 48 条 理事長は、教職員の健康と福祉の増進のために必要な措置を行う。

(業務災害及び通勤災害)

第 49 条 教職員が業務上又は通勤途上で災害を被った場合の補償については、地公災法の定めるところによる。

(職務発明等)

第 50 条 教職員が職務上行った発明その他知的財産の取扱いについては、公立大学法人富山県立大学知的財産規程の定めるところによる。

(表彰)

第 51 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を行う。

(1) 職務上特に顕著な功績があった場合

(2) 法人の名誉を高める行為を行った場合

(3) その他特に他の教職員の模範となる行為を行った場合

2 前項に定めるもののほか、教職員の表彰については、公立大学法人富山県立大学教職員表彰規程の定めるところによる。

(懲戒)

第 52 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行うことができる。

(1) 正当な理由なく無断欠勤、遅刻又は早退を繰り返す等、勤務を怠った場合

(2) 正当な理由なく、業務上の指示及び命令に従わなかった場合

(3) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合

(4) 刑法犯に該当する行為があった場合

(5) 法人の名誉又は信用を傷つけた場合

(6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合

(7) 重大な経歴詐称をした場合

(8) 法令又は法人の規則に違反した場合

2 理事長は、教職員が前項各号に掲げる行為があったときは、当該教職員の管理監督者に対し、その監督責任により懲戒処分を行うことができる。

3 理事長は、教職員に対し懲戒処分を行う場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

4 教職員の懲戒に係る手続については、懲戒等手続規程の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第 53 条 懲戒の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒めること。

(2) 減給 始末書を提出させ、給与を減額すること。ただし、その額は、1 回の額が労基法第 12 条に定める平均賃金の 1 日分の半額を超えず、その総額が一給与支給期における給与の総額の 10 分の 1 を超えない範囲内とする。

(3) 停職 始末書を提出させ、1 日以上 6 月以下の期間、職務に従事させないこと。この期間中、いかなる給与も支給しない。

(4) 懲戒解雇 予告をすることなく、即時に解雇すること。この場合において、行政官庁の認定を受けた場合は、解雇予告手当は支給しない。

(訓告等)

第 54 条 前条に定めるもののほか、理事長は、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意、訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第 55 条 理事長は、教職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合においては、前 2 条の規定による懲戒処分又は訓告等の有無に

かかわらず、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(委任)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、教職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により法人の教職員となった者が、この規則の施行日前に、地方公務員法、富山県条例、同規則、富山県立大学の学内規程及びその他関係法令等(以下「地方公務員法等」という。)により発令又は承認を受けている場合には、法人から別に辞令を発せられない限り、当該発令又は承認の効力を継承する。

3 この規則の施行日前に地方公務員法等により、教職員が懲戒、分限処分を受けていた場合についても、前項と同様に効力を継承するものとする。

4 この規則の施行日前に行った教職員の非違行為は、この規則の施行後の法人の教職員として行ったものとみなし、第 52 条及び第 53 条の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程

平成 28 年 10 月 3 日制定

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第23条第1項の規定に基づき、教員の定年の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

第2条 就業規則第23条第1項の教育研究上又は法人運営上特別の必要がある場合は次のとおりとし、その対象となる教員の定年については、1年を越えない範囲内で期限を定めて延長することができる。その期限到来後も引き続き特別の必要が存すると認められるときは、同様の方法でさらに期限を延長することができる。ただし、その延長の上限年齢は当該各号に掲げる年齢を超えることができない。

(1) 学部、大学院研究科等の新設又は再編に伴い、その設置認可申請等に際し教員審査の対象となる教員を採用する場合

延長の上限年齢は、完成年度(学部、大学院研究科等の開設後、学年進行が終了する年度をいう。以下同じ。)の末日におけるその者の年齢とする。

(2) 学部、大学院研究科等の新設又は再編に伴い、法人に在職している教員をその設置認可申請等に際し教員審査の対象となる教員とする場合

延長の上限年齢は、完成年度の末日におけるその者の年齢とする。

(3) その他教育研究上又は法人運営上特別の必要があると理事長が認める場合

延長の上限年齢は、理事長が認める年齢とする。ただし、就業規則第22条第1項に定める定年年齢の翌日から起算して5年を超えることができない。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

看護学研究科 看護学専攻 時間割 (案)

【前期】

平日

	月		火		水		木		金	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1・2限 9:00-10:30	看護学 研究特論		ケアコミュニ ケーション特 論		高齢者高度 看護実践論				老年看護学 原論	
3・4限 10:40- 12:10	富山県の医療 保健福祉特論		看護倫理 特論		老年精神 看護学特論		母子看護学 特論		基礎看護学特 論	
5・6限 13:10- 14:40	成人看護学特 論	老年精神看護 学特論演習Ⅱ 母子看護学特 論演習Ⅱ 地域在宅看護 学特論演習Ⅱ	病態生理学 特論		看護統計 特論	看護学特別研 究(研究 コース)	老年医学 特論	看護学特別研 究(研究 コース)	高齢者 アセスメント 論	
7・8限 14:50- 16:20		基礎看護学特 論演習Ⅱ 成人看護学特 論演習Ⅱ	地域在宅 看護学特論	特定課題研究 (専門看護師 コース)	高齢者ケア システム論		看護ケア 科学特論			
9・10限 16:30- 18:00										

実習	2年前期	高度実践老年看護学実習Ⅱ、高度実践老年看護学実習Ⅲ
----	------	---------------------------

【後期】

	月		火		水		木		金	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1・2限 9:00-10:30		看護学特別研 究(研究 コース)						看護学特別研 究(研究 コース)		
3・4限 10:40- 12:10	看護教育 特論	特定課題研究 (専門看護師 コース)	高度実践 老年看護学 演習Ⅰ		看護管理 特論		コンサルテー ション特論		国際看護 特論	
5・6限 13:10- 14:40	基礎看護学特 論演習Ⅰ 成人看護学特 論演習Ⅰ 老年精神看護 学特論演習Ⅰ 母子看護学特 論演習Ⅰ 地域在宅看護 学特論演習Ⅰ		高度実践 老年看護学 演習Ⅱ		臨床薬理学 特論	看護学 特別研究 (研究 コース)	フィジカル アセスメン ト特論			
7・8限 14:50- 16:20						特定課題研究 (専門看護師 コース)				
9・10限 16:30- 18:00										

実習	1年後期	高度実践老年看護学実習Ⅰ
----	------	--------------

看護学研究科 看護学専攻 時間割 (案)

【前期】

夜間・休日・集中

	月		火		水		木		金		土	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1・2限 9:00-10:30											成人看護学 特論	地域在宅 看護学 特論演習Ⅱ
3・4限 10:40- 12:10											地域在宅 看護学特論	成人看護学 特論演習Ⅱ
5・6限 13:10- 14:40											老年精神 看護学特論	母子看護学 特論演習Ⅱ
7・8限 14:50- 16:20											母子看護学 特論	老年精神 看護学特論 演習Ⅱ
9・10限 16:30- 18:00											ケアコミュ ニケーショ ン特論	基礎看護学 特論演習Ⅱ
11・12限 18:10- 19:40	看護学 研究特論		看護倫理 特論		看護統計 特論	看護学特別研 究(研究 コース)	老年医学 特論	看護学特別研 究(研究 コース)	基礎看護学 特論		高齢者高度 看護実践論	
13・14限 19:50- 21:20	富山県の医 療保健福祉 特論		病態生理学 特論		高齢者ケア システム論		看護ケア 科学特論	特定課題研究 (専門看護師 コース)	高齢者 アセスメン ト論		老年看護学 原論	

実習	2年前期	高度実践老年看護学実習Ⅱ、高度実践老年看護学実習Ⅲ
----	------	---------------------------

【後期】

	月		火		水		木		金		土	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1・2限 9:00-10:30											コンサル テーション 特論	看護学特別研 究(研究 コース)
3・4限 10:40- 12:10											老年精神 看護学特論 演習Ⅰ	
5・6限 13:10- 14:40											看護管理 特論	特定課題研 究(専門看 護師コー ス)
7・8限 14:50- 16:20											国際看護 特論	
9・10限 16:30- 18:00											看護教育 特論	
11・12限 18:10- 19:40	成人看護学 特論演習Ⅰ	特定課題研究 (専門看護師 コース)	高度実践 老年看護学 演習Ⅰ		地域在宅 看護学 特論演習Ⅰ		フィジカル アセスメン ト特論	看護学特別 研究(研究 コース)	基礎看護学 特論演習Ⅰ		母子看護学 特論演習Ⅰ	
13・14限 19:50- 21:20			高度実践 老年看護学 演習Ⅱ		臨床薬理学 特論					看護学特別 研究(研究 コース)		

実習	1年後期	高度実践老年看護学実習Ⅰ
----	------	--------------

履修モデル①

【研究コース】基礎看護学分野を選択（履修年限：標準2年の場合）

科目区分	授業科目（仮称）の名称	配当年次	単位数		履修年次及び単位数				卒業要件
			必修	選択	1年		2年		
					前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護学研究特論	1前	2		○				①8単位以上 (必修8単位) ②共通科目及び選択しなかった看護専門科目の特論から6単位以上
	看護倫理特論	1前	2		○				
	看護教育特論	1後		2					
	看護管理特論	1後	2			○			
	コンサルテーション特論	1後	2			○			
	看護統計特論	1前	2						
	看護ケア科学特論	1前	2	○					
	国際看護特論	1後	2			○			
	ケアコミュニケーション特論	1前	2						
	富山県の医療保健福祉特論	1前	2	○					
	臨床薬理学特論	1後	2						
フィジカルアセスメント特論	1後	2							
病態生理学特論	1前	2							
看護専門科目	基礎看護学	基礎看護学特論	1前	2	○				看護専門科目に設定する「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年精神看護学」、「母子看護学」、「地域在宅看護学」の5つの分野の中から1つを選択し、その中で、特論2単位、演習I 2単位及び演習II 2単位の合わせて6単位の修得が必修となる。 選択した分野以外は特論のみ履修でき修了要件の単位として算入できる。
		基礎看護学特論演習 I	1後	2		○			
		基礎看護学特論演習 II	2前	2			○		
	成人看護学	成人看護学特論	1前	2					
		成人看護学特論演習 I	1後	2					
		成人看護学特論演習 II	2前	2					
	老年精神看護学	老年精神看護学特論	1前	2					
		老年精神看護学特論演習 I	1後	2					
		老年精神看護学特論演習 II	2前	2					
	母子看護学	母子看護学特論	1前	2					
		母子看護学特論演習 I	1後	2					
		母子看護学特論演習 II	2前	2					
	地域在宅看護学	地域在宅看護学特論	1前	2					
		地域在宅看護学特論演習 I	1後	2					
地域在宅看護学特論演習 II		2前	2						
高度実践看護科目（老年看護）	老年看護学原論	1前	2						
	高齢者アセスメント論	1前	2						
	老年医学特論	1前	2						
	高齢者高度看護実践論	1前	2						
	高齢者ケアシステム論	1前	2						
	高度実践老年看護学演習 I（慢性期における老年看護）	1後	2						
	高度実践老年看護学演習 II（認知症老年看護）	1後	2						
	高度実践老年看護学実習 I（専門看護師の役割実践）	1後	1						
	高度実践老年看護学実習 II（認知症高齢者への看護実践）	2前	6						
高度実践老年看護学実習 III（慢性期における老年看護実践）	2前	3							
研究科目	看護学特別研究（研究コース）	2通	10				○	10単位	
	特定課題研究（専門看護師コース）	2通	6						
取得単位合計					10	8	12	30	

履修モデル②

【専門看護師コース】を選択（履修年限：標準2年の場合）

科目区分	授業科目（仮称）の名称	配当年次	単位数		履修年次及び単位数				卒業要件
			必修	選択	1年		2年		
					前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護学研究特論	1前	2		○				16単位以上 (必修6単位、CNS必修10単位以上)
	看護倫理特論	1前	2		○				
	看護教育特論	1後		2		○			
	看護管理特論	1後		2		○			
	コンサルテーション特論	1後		2					
	看護統計特論	1前		2					
	看護ケア科学特論	1前		2	○				
	国際看護特論	1後		2					
	ケアコミュニケーション特論	1前		2					
	富山県の医療保健福祉特論	1前		2					
	臨床薬理学特論	1後		2		○			
	フィジカルアセスメント特論	1後		2		○			
	病態生理学特論	1前		2	○				
看護専門科目	基礎看護学	基礎看護学特論	1前		2				
		基礎看護学特論演習Ⅰ	1後		2				
		基礎看護学特論演習Ⅱ	2前		2				
	成人看護学	成人看護学特論	1前		2				
		成人看護学特論演習Ⅰ	1後		2				
		成人看護学特論演習Ⅱ	2前		2				
	老年精神看護学	老年精神看護学特論	1前		2				
		老年精神看護学特論演習Ⅰ	1後		2				
		老年精神看護学特論演習Ⅱ	2前		2				
	母子看護学	母子看護学特論	1前		2				
		母子看護学特論演習Ⅰ	1後		2				
		母子看護学特論演習Ⅱ	2前		2				
	地域在宅看護学	地域在宅看護学特論	1前		2				
		地域在宅看護学特論演習Ⅰ	1後		2				
		地域在宅看護学特論演習Ⅱ	2前		2				
高度実践看護科目（老年看護）	老年看護学原論	1前		2	○				10科目24単位
	高齢者アセスメント論	1前		2	○				
	老年医学特論	1前		2	○				
	高齢者高度看護実践論	1前		2	○				
	高齢者ケアシステム論	1前		2	○				
	高度実践老年看護学演習Ⅰ （慢性期における老年看護）	1後		2		○			
	高度実践老年看護学演習Ⅱ （認知症老年看護）	1後		2		○			
	高度実践老年看護学実習Ⅰ （専門看護師の役割実践）	1後		1		○			
	高度実践老年看護学実習Ⅱ （認知症高齢者への看護実践）	2前		6			○		
	高度実践老年看護学実習Ⅲ （慢性期における老年看護実践）	2前		3			○		
研究科目	看護学特別研究（研究コース）	2通	10						
	特定課題研究（専門看護師コース）	2通	6				○	6単位	
取得単位合計					18	13	15	46	

研究指導スケジュール

(修業年限：標準2年の場合)

年月	項目	学生	看護学研究科		
(入学前)	コース、分野選択等に係る面接				
入学					
1 年 次	4月	研究課題の提出 および 主指導教員の決定	研究課題と具体的な履修計画の立案。 主指導教員の申請。	研究科委員会は主指導教員を決定する。	
	5月	研究計画書の作成	文献検討、研究デザイン、研究方法等の検討をし、研究課題の絞り込み、研究計画書の作成を行う。		
		研究倫理審査	研究倫理審査の申請（主指導教員）		対象が「人」の場合は富山県立大学研究倫理審査委員会の承認を受ける。
	3月	副指導教員の決定			副指導は合以上の教員で1～2名
2 年 次	4月		データ収集、分析	質向上のため、本学教員、学生等が参加の下で発表会を実施する。	
	5月	中間報告会	研究計画または研究進行状況の発表。 報告会での質疑や助言により研究遂行の精度を高める。		
		修士論文の作成	主指導教員の指導の下、副指導教員や必要時に他の教員の支援を受けながら修士論文をまとめる。		
	1月	修士論文の提出	期日までに提出する。		
		主査・副査の決定			研究科委員会にて論文審査の教員を決定する。（主査・副査の決定） 主査は、合資格を持つ教員が担い、副査は合以上の教員が担う。審査員は合資格者が2名以上、また教授が2名以上であること。
		予備審査	学生が発表を行い、主査・副査からの質問を受け、指摘事項について論文を修正する。		主査1名、副査2名で実施。 非公開とする。
	2月	公開発表会	公開発表会に参加の教員、学生等からの質疑・助言等を反映し、修士論文の完成度を高める。		審査委員は、研究内容が修士論文としてのレベルにあるか評価するとともに、審査の透明性と公平性を担保することを目的とし本学教員、大学院生等が参加する公開発表会を実施する。必要に応じて医療関係者などの参加を認める。
		最終論文の提出 本審査	予備審査・公開発表会で指摘・助言された事項を修正して、修士論文を提出する。		主査・副査は、提出された修士論文の審査を行い、審査結果を研究科委員会に報告する。
		論文の合否判定 修士課程修了の合否			研究科委員会は審査結果、当該学生の単位の修得状況により修士課程修了の判定を行う。
	3月 修了	学位授与			

富山県立大学研究倫理委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学（以下「本学」という。）に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 富山県立大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の運用に関すること。
- (2) 規準の改廃に関すること。
- (3) 研究倫理に係わる学長からの諮問に関すること。
- (4) 研究倫理に係わる研修に関すること。
- (5) 研究資金に関する不正防止計画の推進に関すること。
- (6) その他研究倫理に関すること。

2 委員会に、規準に関する違反行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者及び当該違反行為により不当又は不公正な扱いを受けている者からの相談・通報（以下「相談等」という。）を受け付ける窓口を設置する。

3 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づく職員等からの公益通報に関しては、公立大学法人富山県立大学教職員等公益通報制度実施要綱の定めるところによる。

4 委員会は、違反行為があった場合には、事実関係の調査等の適切な対応を行うものとする。この場合において、委員会は、当該調査を行うため、必要に応じて調査委員会を設けることができる。

5 委員会は、学長からの諮問事項の調査審議及び違反行為の調査の結果について、学長に報告するとともに、関係者に通知するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 大学院工学研究科から選出された教授 1 人
- (3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出する教授各 1 人
- (4) 看護学部が選出する教授 2 名
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認める者

2 前項第 2 号から第 4 号及び第 6 号に規定する委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうち委員長が所属する学部以外

の教授から指名する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、違反行為のうち重大なものに関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決するものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 5 委員は、自己の違反行為に関する議事に加わることはできない。
- 6 会議は、非公開とする。

(相談員)

第6条 第2条第2項の窓口に研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、委員会の委員をもって充てる。
- 3 相談員は、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。
- 4 委員長は、前項の規定により報告を受け、必要と判断した場合は、委員会を開催するものとする。

(部会)

第7条 委員会に、人を対象とする研究の実施計画を審査するため、「人を対象とする研究」倫理審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員会の委員の中から学長が任命する者
- (2) 本学の教職員の中から学長が任命する者
- (3) 学外の専門家の中から学長が委嘱する者
- (4) その他学長が必要と認めるもの

- 3 第3条第2項及び第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「第2号から第4号及び第6号」とあるのは「第2号及び第3号」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長が所属する学部以外の教授」とあるのは「教授」と読み替えるものとする。

- 4 第1項に規定する審査の手續等に関し必要な事項は、別に定める。

(部会及び関係委員会からの報告の徴収)

第8条 委員会は、部会及び富山県立大学放射線安全委員会、富山県立大学動物実験委員会、富山県立大学遺伝子組換え実験等安全委員会、富山県立大学

キャンパス・ハラスメント防止委員会等の関係委員会から会議の開催結果その他研究倫理に関する事項について、毎年度、報告を求めるものとする。

2 委員会は、前項の報告を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局経営企画課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学研究倫理委員会規程（以下「委員会規程」という。）第7条第4項の規定に基づき、人を対象とする研究の実施計画（以下「実施計画」という。）の審査の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の申請)

第2条 実施計画の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、実施計画審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、所属の教養教育センター長、学科若しくは専攻の主任教授又は学長が指名する看護学部の教授を経由して行うものとする。

3 学長は、申請書を受理したときは、速やかにその審査（以下第9条までにおいて「審査」という。）を委員会規程第7条第1項の「人を対象とする研究」倫理審査部会（以下「部会」という。）に付議するものとする。

(審査の基準)

第3条 審査は、公立大学法人富山県立大学研究倫理規準に定める次の各号に掲げる事項によるほか、関係法令・規程等に定める基準により行うものとする。

(1) 当該研究に協力する者（以下「協力者」という。）の個人情報の保護をはじめとする人権の擁護

(2) 協力者への不利益及び危険性に対する配慮

(3) 協力者（必要がある場合は、その家族等を含む。）に理解を求め、同意を得る方法の適否

(審査の判定)

第4条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行う。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 実施計画の変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(運営)

第5条 部会は学部ごとに設置し、部会の会議（以下「会議」という。）は、

部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、部会に属する委員（以下「委員」という。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、申請者を会議に出席させ、実施計画の説明を求めることができる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

6 委員は、自己の実施計画に係わる議事に加わることはできない。

（書面による議決）

第6条 部会長は、適当であると判断する場合は、書面をもって委員の意見を徴し、会議に代えることができる。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

2 部会長は、前項の規定により審査を行った場合は、その結果を、書面議決結果通知書（様式第2号）により、委員に通知しなければならない。

（審査の結果）

第7条 部会長は、審査の結果を、審査結果報告書（様式第3号）により、学長に報告し、その承認を得なければならない。

2 部会長は、前項の規定により、学長の承認を得た場合は、審査結果通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知には、審査の判定の理由を付記するものとする。ただし、当該判定が第4条第1号に該当する場合は、この限りでない。

4 審査の経過及び結果は、記録及び保存するものとする。

（研究の実施）

第8条 申請者は、審査の判定が第4条第1号又は第2号に該当する場合は、当該研究を実施することができる。ただし、同条第2号に該当する場合は、部会の指示した条件に従わなければならない。

（再審査）

第9条 申請者は、第4条第3号の実施計画の変更の勧告を受けた場合又は同条の規定による審査の判定に異議のある場合は、実施計画再審査申請書（様式第5号）により、部会に再審査の申請をすることができる。

2 前項の規定による審査の判定に異議のある場合の申請は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

3 第1項の再審査に係る手続等については、第3条から前条までの規定を準用する。

(実施計画の変更)

第10条 第8条の規定により研究を実施する者（以下「研究実施者」という。）は、実施計画について倫理に係わる事項の変更をしようとするときは、実施計画変更審査申請書（様式第6号）により、部会にその審査の申請をするものとする。

2 前項の審査に係る手続等については、第3条から前条までの規定を準用する。

(研究の終了又は中止の報告)

第11条 研究実施者は、当該研究を終了又は中止したときは、終了（中止）報告書（様式第7号）により、部会に報告するものとする。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、工学部に関しては事務局経営企画課、看護学部に関しては富山キャンパス事務部管理課が行う。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、実施計画の審査の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

富山県立大学大学院看護学研究科 高度実践老年看護学実習 科目内容(案)

I. 高度実践老年看護学実習I（専門看護師の役割実践）

1. 実習目的・目標

<目的>

高齢者の健康課題における医療の実際、とくに老人看護専門看護師としての卓越した看護について実践を通して学び、専門看護師に求められる教育、相談、調整、倫理調整、研究の能力を養う。

<目標>

- 1) 老人看護専門看護師と共に、個人、家族、集団に対するケアとキュアの融合による高度な看護実践ができる。
- 2) 老人看護専門看護師と共に、チーム医療の中で、高齢者のケアを向上させるための教育的関わりや相談、多職種間の調整ができる。
- 3) 倫理的判断が必要な看護場面に対し、老人看護専門看護師としての看護実践方法の検討ができる。
- 4) 老年看護の専門的知識と技術の向上および学問的発展を目指した実践的な研究活動について思考することができる。
- 5) 老人看護専門看護師を目指す者としての自己課題を明確にすることができる。

2. 実習施設（予定）

県内の老人看護専門看護師が所属している病院とする。

	施設名	所在地	電話番号
1	金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川 1130	0766-74-1900

3. 実習計画

1) 実習期間（日程・時間）

- (1) 実習期間は、2023年10月～2024年2月の期間で1週間とする。
- (2) 実習時間

①病院：原則として老人看護専門看護師の日勤の勤務時間帯とする。

②帰学日（金曜日）：原則として9時00分から16時00分とする。

- 2) 実習生の人数：1~2名
- 3) 単位数：1単位
- 4) 実習指導者：中村 美穂（老人看護専門看護師）
- 5) 実習の進め方

週	日	場所	実習内容
1	1~4 日目	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・初日にオリエンテーション、シャドーイングを通して、実習施設の概要を理解する。 ・役割モデルである老人看護専門看護師を指導者とし、老人看護専門看護師が実施している直接ケア、相談、調整、倫理調整、教育、研究の活動に同行して参加観察し、専門看護師の実践状況とそこからの学びを記録する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・老人看護専門看護師と共に、個人、家族、集団に対する高度な看護を実践する。 ・倫理調整、教育、研究について、同行する機会がない場合は、老人看護専門看護師から印象に残った実践例の説明を受ける。 ・金沢医科大学病院の精神科医師、精神看護専門看護師らのリエゾンラウンド（週1回）に同行し、専門看護師の関わりが必要な対象者の選定について学修を深める。 ・退院支援カンファレンスに参加し、認定看護師や他職種との協働場面の見学を通して、老人看護専門看護師の役割についての理解を深める。 ・老人看護専門看護師から専門職としての意識や職業観等について伺い、ディスカッションを通して今後の自己課題を明らかにする。
5日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・4日間の学びをプレゼンテーションする。 ・教員とともに老人看護専門看護師としての役割、自身の課題についてディスカッションする。 ・老年看護に関する学問的発展を目指した研究活動について、自己の考えを述べる。 ・1週間のまとめを行う。

II. 高度実践老年看護学実習II（認知症高齢者への看護実践）

1. 実習目的・目標

<目的>

複雑な課題をもつ認知症高齢者を包括的にアセスメントし、必要と判断した看護を実践することを通して、認知症高齢者とその家族に対する看護実践能力を養う。また、治療方針の決定や入退院に関わる倫理的問題、療養生活上の権利侵害などの認知症高齢者とその家族が抱える課題を抽出し、その課題解決のために必要な老人看護専門看護師としての調整・倫理調整・相談・教育を実践する能力を養う。さらに、ユマニチュードケア技法を用いて認知症高齢者への高い看護実践能力を養う。

<目標>

- 1) 急性期病棟における認知症高齢者とその家族が抱える課題解決に向けた看護を計画的に実践し、その評価ができる。
- 2) 複雑な課題をもつ認知症高齢者とその家族の退院調整において、状況判断に応じた看護を計画的に実践・評価し、より適切な看護の継続に向けた多職種ケアチームへのアプローチができる。
- 3) 入院中の認知症高齢者とその家族が抱える課題を抽出し、老人看護専門看護師に必要な調整・倫理調整・相談・教育のいずれかの役割を実践し、その評価ができる。
- 4) 意思疎通が困難な認知症高齢者に対して、ユマニチュードケア技法を用いた看護を実践し一連の看護展開について評価できる。
- 5) 認知症高齢者の看護において老人看護専門看護師を目指す者としての自己課題を明確にすることができる。

2. 実習施設（予定）

県内の老人看護専門看護師が所属している病院と、ユマニチュードケア技法を積極的に実践している病院とする。

	施設名	所在地	電話番号
II-1	富山県立中央病院	富山市西長江 2-2-78	076-424-1531
II-2	市立砺波総合病院	砺波市新富町 1-61	0763-32-3320

3. 実習計画

1) 実習期間（日程・時間）

(1) 実習期間

II-1 2024年5月に2週間とする。

II-2 2024年6～8月の期間で4週間とする。

(2) 実習時間

①病院：原則として看護師の日勤の勤務時間帯とする。

②帰学日（金曜日）：原則として9時00分から16時00分とする。

2) 実習生の人数：1~2名

3) 単位数：6単位

4) 実習指導者

- II-1
- ・米澤 礼子（認知症看護認定看護師）
 - ・宮元 滋宏（認知症看護認定看護師）
 - ・松村 江美子（脳卒中リハビリテーション看護認定看護師）
 - ・永瀬 和美（看護師 副主幹）
- II-2
- ・長瀬 佐知子（老人看護専門看護師）

5) 実習の進め方

II-1：2週間			
週	日	場所	実習内容
1	1～4 日目	病院 (II-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・初日にオリエンテーション、シャドーイングを通して、実習施設の概要を理解する。 ・入院中の複数の認知症高齢者に、「見る・話す・触れる・立つ」という4つの要素を同時に複数組み合わせる行うマルチモーダル・コミュニケーション技術を用いて、対象者のケアのレベルをアセスメントする。 ・認知症高齢者のケアのレベルに応じた看護方法を検討する。 ・認知症高齢者のケアのレベルに応じた看護実践を行う。 ・看護実践について、指導者および教員とカンファレンスを行い振り返る。 ・治療を受ける認知症高齢者の自律や尊厳などについて、認知症認定看護師や他分野の専門看護師らとディスカッションし、看護実践に活かす。
	5日目	学内	・4日間の学びをまとめる。
2	6～9 日目	病院 (II-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通が困難な認知症高齢者を受け持ち、「見る・話す・触れる・立つ」という4つの要素を同時に複数組み合わせる行うマルチモーダル・コミュニケーション技術を用い

			<p>て、ケアのレベルに応じた看護実践を行い、一連の看護展開について評価する。その際、スケールや映像などの客観的評価手法を用いた看護実践のフィードバックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護実践について、指導者および教員とカンファレンスを行う。
	10日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・「見る・話す・触れる・立つ」という4つの要素を同時に複数組み合わせる行うマルチモーダル・コミュニケーション技術の実践を評価し、自己課題を明確にする。 ・2週間の学びをまとめ、プレゼンテーションとディスカッションによって、入院中の認知症高齢者への看護および老人看護専門看護師に必要な能力について考察する。
II-2：4週間			
週	日	場所	実習内容
3	1～4日目	病院 (II-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・初日にオリエンテーション、シャドーイングを通して、実習施設の概要を理解する。 ・急性期病棟において複雑な課題を抱える認知症高齢者を1例受け持ち、「見る・話す・触れる・立つ」という4つの要素を同時に複数組み合わせる行うマルチモーダル・コミュニケーション技術を用いた看護を実践する。 ・急性期病棟における認知症高齢者とその家族の意思やニーズを確認し、計画的に看護を実践し、評価する。 ・受け持ち高齢者の診察場面に参加し、適宜主治医とのディスカッションを行う。 ・評価に基づき、より適切な看護およびその継続に向けたアプローチ方法について、多職種間の調整を行う。 ・看護実践について、老人看護専門看護師、認知症看護認定看護師、教員とカンファレンスを行い振り返る。
	5日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・看護計画実践の中間評価をする。
4	6～9日目	病院 (II-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・1週目からの受け持ち高齢者とその家族に対して、継続的な看護実践を行う。適宜、院内デイケアにも参画する。 ・認知症高齢者の看護において、老人看護専門看護師として必要な調整・倫理調整・相談・教育における病院または病棟の課題を検討する。 ・看護実践について、老人看護専門看護師、認知症看護認定看護師、教員とカンファレンスを行い振り返る。
	10日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・受け持ち高齢者に実践した看護についてケースレポートとしてまとめ、発表する。 ・教員とともにディスカッションし、自身の実践を振り返る。
5	11～14日目	病院 (II-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援に困難が生じている認知症高齢者を1例受け持ち、高齢者やその家族に生じている課題を明確にし、退院支援計画を立案し、実践する。 ・退院支援に向けた看護を実践し、認知症看護認定看護師による認知症看護外来、退院調整部署等の関係機関や退院予定先に出向いて調整を行う。 ・認知症高齢者やその家族に対して、退院に関する相談に応じる。 ・地域包括ケアの視点で多職種と連携しながら、退院支援を行う。

			<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援カンファレンスにおいて、医師、リハビリテーション専門職、相談職、薬剤師等とのディスカッションに参加する。 ・認知症高齢者の看護において、老人看護専門看護師として必要な調整・倫理調整・相談・教育の中からいずれか1つを選択し、病院または病棟の課題を明確化し、看護管理者、老人看護専門看護師とディスカッションを通して解決方法を検討する。
	15日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・退院調整における看護実践について教員とディスカッションする。 ・自身が取り組む課題解決のための準備をする。
6	16～19日目	病院 (II-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・受け持ち高齢者の退院支援を継続して行う。 ・認知症高齢者の看護における病院または病棟における課題解決に向けた方策を実践し、実践後にカンファレンスを行い振り返る。
	20日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・受け持ち高齢者に実践した退院支援についてケースレポートとしてまとめ、発表する。 ・教員とともにディスカッションし、自身の実践を振り返る。 ・6週間の実習を通して、認知症高齢者への看護実践における老人看護専門看護師としてのあり方を考察し、発表する。

III. 高度実践老年看護学実習III（慢性期における老年看護実践）

1. 実習目的・目標

<目的>

慢性疾患・障がいにより長期にわたって健康問題に向き合っている高齢者とその家族に対し疾患の病態生理、診断や治療の過程、高齢者に特有の加齢変化や老年症候群をふまえ、身体的側面、心理的側面、社会的側面を包括的にアセスメントする能力を養う。また、高齢者とその家族との話し合いを通じ、価値観や今後の治療・療養の目標設定、選択における老人看護専門看護師としての能力を修得する。その上で、治療（キュア）と看護（ケア）を融合させ、在宅（施設）を視野に入れた高齢者の強みや主体性を引き出す継続的な看護実践能力を修得する。さらに、高齢者ケアの質を向上させるための教育的関わりや相談、多職種間の調整ができる能力を養う。

<目標>

- 1) 慢性期における高齢者とその家族に対する包括的なアセスメントができる。
- 2) 専門的な知識に基づいたキュアとケアの統合による看護判断ができる。
- 3) 高齢者の強みや主体性を引き出す継続的な看護が実践できる。
- 4) 高齢者の意思を尊重し、在宅（施設）を視野に入れた看護チーム、多職種ケアチームへのアプローチができる。
- 5) 高齢者ケアの質向上に向けたスタッフ教育を実践することができる。
- 6) 老人看護専門看護師を目指す者としての自己課題を明確にすることができる。

2. 実習施設（予定）

県内の老人看護専門看護師が所属している病院とする。

	施設名	所在地	電話番号
1	金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川 1130	0766-74-1900

3. 実習計画

1) 実習期間（日程・時間）

(1) 実習期間は、2024年8～9月の期間で3週間とする。

(2) 実習時間

①施設：原則として老人看護専門看護師の日勤勤務時間帯とする。

②帰学日（金曜日）：原則として9時00分から16時00分とする。

2) 実習生の人数：1~2名

3) 単位数：3単位

4) 実習指導者：中村 美穂（老人看護専門看護師）

5) 実習の進め方

週	日	場所	実習内容
1	1～4 日目	病院	<ul style="list-style-type: none">・初日にオリエンテーション、シャドーイングを通して、実習施設の概要を理解する。・長期にわたって入退院を繰り返している（がん、慢性疾患等）高齢者1例を受け持ち、「見る・話す・触れる・立つ」という4つの要素を同時に複数組み合わせるマルチモーダル・コミュニケーション技術を用いた看護を実践する。・高齢者の健康生活を包括的にとらえる評価方法を活用しアセスメントを行う。・高齢者とその家族、医療従事者の話し合いを通じて、高齢者とその家族の価値観を明らかにし、今後の治療やケアの目標を明確にするプロセス（アドバンスケア・プランニング）に参加するとともに当事者らの相談に応じる。・高齢者とその家族に生じている課題を明確にし、当事者の意思を尊重した看護計画を立案・実践し、自己の看護実践を評価する。・評価に基づき、より適切な看護およびその継続に向けたアプローチ方法について、多職種間の調整および相談を行う。・専門的な知識に基づいたケアとケアの統合による看護判断ができるように医師や他職種とディスカッションを行う。・自己の看護実践について、老人看護専門看護師および教員とカンファレンスを行う。
	5日目	学内	<ul style="list-style-type: none">・看護実践の中間評価をする。
2	6～9日 目	病院	<ul style="list-style-type: none">・1週目の受け持ち高齢者とその家族に対して、継続的な看護実践を行う。・自己の看護実践について、老人看護専門看護師および教員とカンファレンスを行う。・高齢者ケアに関する看護職からの相談に応じる。・病院におけるケアの質を向上させるための教育的役割を果たすための看護職を対象としたスタッフ教育の課題を1つ取り上げ、その解決方法を看護管理者、老人看護専門看護師、教員と検討する。

	10日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・看護実践の中間評価をする。 ・スタッフ教育のための教材等の準備をする。 ・教員とともにディスカッションを行い、自身の実践を振り返る。
3	11～14日目	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・1週目の受け持ち高齢者とその家族に対して、継続的な看護実践を行う。 ・計画したスタッフ教育プログラムを看護職員を対象に実践する。 ・実践した教育プログラムの効果について、受講者に評価をしてもらう。 ・実践したスタッフ教育プログラムについて、指導者および教員とカンファレンスを行い振り返る。
	15日目	学内	<ul style="list-style-type: none"> ・受け持ち高齢者に実践した看護についてケースレポートとしてまとめ、発表する。 ・実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを通して老人看護専門看護師が果たす役割について総合的に振り返る。その上で自己課題を明確にする。

実習施設承諾書

- ・ 金沢医科大学水見市民病院
- ・ 富山県立中央病院
- ・ 市立砺波総合病院

承 諾 書

富山県立大学大学院看護学研究科の実習施設として、令和5年4月1日より

金沢医科大学氷見市民病院 を使用することを承諾します。

令和 4 年 3 月 9 日

承諾に際して付した条件

- ・実習を実施する際は、受入れ人数及び実習について事前に調整を行うこと。

実習名	年間受入人数 (人)	備考
高度実践老年看護学実習Ⅰ	2	
高度実践老年看護学実習Ⅱ		
高度実践老年看護学実習Ⅲ	2	

(開設者又は長の職名・氏名)

富山県氷見市鞍川1130番地
金沢医科大学氷見市民病院
病院長 柁 博久



公立大学法人 富山県立大学
理事長 渋谷 克人 殿

承 諾 書

富山県立大学大学院看護学研究科の実習施設として、令和5年4月1日より

富山県立中央病院 を使用することを承諾します。

令和 4 年 3 月 11 日

承諾に際して付した条件

- ・実習を実施する際は、受入れ人数及び実習について事前に調整を行うこと。

実習名	年間受入人数 (人)	備考
高度実践老年看護学実習Ⅰ		
高度実践老年看護学実習Ⅱ	2	
高度実践老年看護学実習Ⅲ		

(開設者又は長の職名・氏名)

富山県立中央病院
院長 川端 雅彦



公立大学法人 富山県立大学
理事長 渋谷 克人 殿

承 諾 書

富山県立大学大学院看護学研究科の実習施設として、令和5年4月1日より

市立砺波総合病院 を使用することを承諾します。

令和4年3月10日

承諾に際して付した条件

- ・実習を実施する際は、受入れ人数及び実習について事前に調整を行うこと。

実習名	年間受入人数 (人)	備考
高度実践老年看護学実習Ⅰ		
高度実践老年看護学実習Ⅱ	2	
高度実践老年看護学実習Ⅲ		

(開設者又は長の職名・氏名)

富山県砺波市新富町1番61号
市立砺波総合病院
院長河合 博志



公立大学法人 富山県立大学
理事長 渋谷 克人 殿

令和〇年度富山県立大学大学院看護学研究科臨地実習実施委託契約書(案)

《甲》(以下「甲」という。)と公立大学法人富山県立大学(以下「乙」という。)とは、乙の学生(以下、「実習生」という。)の臨地実習(以下「実習」という。)の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、次に掲げる実習の実施を甲に委託し、甲はこれを受託する。

(1) 実習名称 《実習施設名》

(2) 委託期間 《〇年〇月〇日から〇年〇月〇日》

2 甲は、乙が別に示した《〇〇実習要項》(以下「実習要項」という。)に基づき実習を行うものとする。

(実習の内容)

第2条 実習の内容は、実習要項のとおりとする。

2 乙は、この契約締結後の事情により、実習の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

(実習教育費)

第3条 乙は、甲に対し、実習教育費として実習生一人あたり日額金1,000円(消費税含む)を支払うものとする。

2 甲は、実習が完了したときは、別添1「委託契約完了報告書兼請求書」を乙に遅滞なく提出しなければならない。

3 乙は、前項の委託契約完了報告書兼請求書の提出があったときは、提出を受けた月の翌月末までに実習教育費を支払うものとする。

4 実習教育費は、実習に伴う諸経費及び教材備品に要する費用の一切を含むものとする。ただし、実習に要する交通費は、実習生が負担する。

(実習生の健康状態)

第4条 実習生が、疾病その他やむを得ない健康上の事由により実習を行うことができないと認められるときは、甲乙協議のうえ、当該実習生の実習を中断又は中止することができる。

2 前項の規定により実習を中断又は中止したときは、甲乙協議のうえ、実習教育費に関して解決するものとする。

(実習生への規則遵守の徹底)

第5条 乙は、実習生に対し、甲が定めた諸規則・心得等を遵守し、各実施場所における指導者の指示に従うことを指導する。

(個人情報、秘密およびプライバシー(以下「個人情報等」という。)の保護)

第6条 甲乙双方は、甲が保有する個人情報等及び実習生の個人情報等を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わな

ければならない。

- 2 前項の規定に基づき、乙は、実習生に対し、個人情報等の取扱いについて説明文書をもって周知徹底し、乙と実習生との間で個人情報等の保護に関する誓約書を取り交わすものとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、前項の説明文書及び誓約書の開示を求めることができる。
- 4 乙は、実習生に対し、実習完了後も甲が保有する個人情報等の取扱いを適正に行うよう指導監督する。
- 5 甲は、実習完了後も実習生の個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。
- 6 甲乙双方は、実習の実施上知り得た第三者の個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報等の保護状況の報告及び調査)

- 第7条 甲は、乙に対し、実習中および実習完了後の個人情報等の保護状況について、書面による報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。
- 2 甲は、乙に対し、実習中および実習完了後の個人情報等の保護状況について、確認のために調査することができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

(法人機密情報の保護)

第8条 本契約における「甲の法人機密情報」とは、以下の情報をいう。

- (1) 甲の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの
 - (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって、甲の権利利益が損なわれるおそれのある情報
- 2 乙は、実習生に対し、甲の法人機密情報の取扱いを適正に行うよう指導監督する。

(実習の中止)

- 第9条 甲又は乙は、実習生が次の各号に掲げる事項に該当すると認めた場合は、甲乙協議のうえ、当該実習生の実習を中止することができる。
- (1) 甲が定めた諸規則・心得等に違反した場合
 - (2) 実習場所の秩序若しくは規律を乱す事由があると認めた場合
 - (3) 個人情報等の取扱いを適正に行っていないと認めた場合
 - (4) 甲の法人機密情報の取扱いを適正に行っていないと認めた場合
 - (5) 実習生の実習態度の不良等により実習の目的を果たし得ないと判断した場合
 - (6) 甲と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合
- 2 前項の規定により実習を中止したときは、甲乙協議のうえ、実習教育費に関して解決するものとする。
 - 3 甲が、実習履行不能である場合又は実習を完了させることができない場合は、実習を中止し、甲乙協議のうえ、実習教育費に関して解決するものとする。

(実習中の疾病及び傷害)

第10条 実習生における、実習中に生じた疾病及び傷害、又は実習を原因として実習後に生

じた疾病および障害については、甲の故意又は過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

(損害賠償)

第11条 実習生の故意又は過失により、甲に事故、器物破損、甲の法人機密情報の漏洩その他の損害を与えた場合は、乙は、甲に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

(第三者損害賠償)

第12条 実習生の故意又は過失により、第三者に人的又は物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争又は訴訟が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたりるとともに、甲乙双方は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

2 前項の賠償負担の割合及び求償については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、甲及び乙がこの契約の条項に違反したときは、契約を解除することができる。

(その他の事項)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和年〇月〇日

甲

乙 富山県射水市黒河 5180
公立大学法人富山県立大学
理事長 渋谷 克人

別添 1

委託契約完了報告書兼請求書

令和 年 月 日

公立大学法人富山県立大学
理事長 渋谷 克人 殿

(法人・施設名) _____
(代表者名) _____ 印

※理事長、病院長またはそれに相当する者

下記のとおり実習が終了したことを報告します。

実習名	実習実施期間	日数	人数

・請求金額：金 _____ 円

(積算根拠)

1,000円/日 × 日 × 人

・振込先：

金融機関名	
支店名	
預金種類	
(フリガナ)	
口座名	
口座番号	

富山県立大学大学院看護学研究科
実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等
及び実習施設の法人機密情報の保護に関する説明文書(案)

本説明文書は、富山県立大学大学院看護学研究科（以下、「本学」という。）のカリキュラムとして行われる実習施設での実習・研修・見学（以下、「実習等」という。）において、本学学生が守るべき事項のうち、特に、実習等の誠実な履行、実習等に関連して本学学生が取得した個人情報、秘密及びプライバシー（以下、「個人情報等」という。）の保護、実習施設の法人機密情報の保護に関するものである。

1 実習等の誠実な履行

本学学生は、実習施設の定める諸規則・心得等を遵守し、実習指導者の指示に従って、実習等を誠実に履行する。

2 個人情報等

1) 「個人情報の保護に関する法律」において個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。なお、死亡者に関する情報においても同様に扱うこととする。

2) 個人情報等とは氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているか否かを問わない。

3 個人情報等の適正管理

1) 本学及び本学学生は、個人情報の保護に関する法律等、本学が定める個人情報保護規程及び実習施設の定める個人情報保護規程・機密保持規程等に従って個人情報等を適正に管理する。

2) 個人情報等を記録した文書、パソコン、記憶媒体等が紛失あるいは盗難に遭わないように最大限に配慮し、注意する。

3) 以下に掲げる行為は個人情報等の適正管理を妨げるものであり、本学学生はこれらの行為を行ってはならない。

(1) 個人情報等を実習施設の許可なしに、実習等以外の目的に使用すること

- (2) 実習施設の文書による許可なく個人情報等を第三者に提供すること
- (3) 個人情報等を実習施設の許可なしに、複製・複写すること
- (4) 個人情報等を実習施設の許可なしに、実習施設の指定した場所以外へ持ち出すこと
- (5) 個人情報等を実習施設の許可なしに、廃棄すること

4) 本学学生は、実習等の終了後においても、個人情報等の保護義務を負う。

4 実習施設の法人機密情報の保護

1) 本文書の「実習施設の法人機密情報」とは、以下の情報をいう。

- (1) 実習施設の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの
- (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって実習施設の権利利益が損なわれるおそれのある情報

2) 本学学生は、実習施設における実習等において、法人機密情報の保護義務を負う。法人機密情報の適正管理については、前項の個人情報等の適正管理に従う。

3) 以下は、本文書の実習施設の法人機密情報の対象ではない。

- (1) 情報取得時に既に公知であった情報
- (2) 情報取得後、本学学生の責によらず公知となった情報
- (3) 情報取得時に既に本学学生が保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず入手した情報
- (5) 法令その他に基づき公的機関等により開示を要求された情報

5 誓約書の提出

本学学生は、以上の条項を理解した上で、これを遵守する証として、「実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書」を提出する。

富山県立大学大学院看護学研究科
実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等
及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書(案)

富山県立大学長 殿

- 1 私は、富山県立大学大学院看護学研究科の学生として、実習施設において実習・研修・見学（以下、「実習等」という。）を行うにあたり、「富山県立大学大学院看護学研究科実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等及び実習施設の法人機密情報の保護に関する説明文書」の事項を十分に理解しましたので、これを遵守いたします。
- 2 私は、実習施設の定める諸規則・心得等を遵守し、実習指導者の指示に従って、実習等を誠実に履行いたします。
- 3 私は、実習等の期間中はもちろん、その後においても、実習等において知り得た個人情報等及び法人機密情報を第三者に漏洩いたしません。
- 4 私は、私の故意または過失により、実習施設、その関係者、あるいは第三者に事故、器物破損、個人情報等及び法人機密情報の漏洩その他の損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。なお、大学が賠償を負担した場合は、大学の求償に応じます。

以上、誓約いたします。

令和 年 月 日

学籍番号

氏 名

富山県立大学大学院看護学研究科 看護学実習説明・協力依頼書(案)

() 様

富山県立大学大学院看護学研究科（高度実践老年看護学実習〇）にあたり、看護学生の実習受け持ちを承諾して頂きますようお願い致します。受け持ち期間中に実施させて頂くことは、以下の内容です。

1. お体や生活の状態などのお話を聞かせて頂いたり、施設の記録を閲覧させて頂きます。
2. 看護を行う場合は、事前に十分な説明をした後、対象者及び状況に応じてご家族の方の同意を得てから行います。
3. 看護を行う場合は、実習指導者や実習指導教員（富山県立大学教員）の指導の下、安全性の確保を最優先に実施致します。
4. 看護の内容は、治療や検査などの見学や介助、療養や生活に必要な身の回りの援助、リハビリ訓練に対する援助、療養上または退院に向けて必要な指導などです。
5. 学生の受け持ちに同意いただいた後、学生が行う看護をお断りになることも可能です。お断りになった場合でも、入院中・入所中において不利益を被ることはございません。
6. 学生が得た情報は、実習指導者や実習指導教員の指導の下、学習目的のみに使用し、実習中の看護に役立てさせて頂きます。また、関係者以外には伝わらないよう、プライバシーの保護に十分留意致します。

学生の受け持ち期間中に不都合なことがございましたら、ご遠慮なく実習指導教員

() または、実習指導者 () にお知らせ下さい。

記

1) 実習期間： 年 月 日() ～ 月 日()

2) 実習生： 富山県立大学大学院看護学研究科 年生 (学生氏名)

以上

説明日： 年 月 日

説明者：(病院名・施設名 実習指導者名) または 富山県立大学大学院看護学研究科 (実習指導教員名)

問い合わせ窓口：〒930-0975 富山県富山市西長江2丁目2番78号

富山県立大学大学院看護学研究科 教務学生課 電話 076-464-5410 (代表)

富山県立大学大学院看護学研究科
看護学実習における学生受け持ち同意書(案)

私は、富山県立大学大学院看護学研究科 年生（ 学生氏名 ）が、
（ 実習部署名 ）における看護学実習において私の受け持ちとなり、看護を行う
ことについて別紙の通り説明を受け、納得したので同意します。

年 月 日

氏名：（ ）

代理同意人氏名：（ ）

続柄：（ ）

インシデント・アクシデント報告書(案)

富山県立大学大学院看護学研究科長 殿

富山県立大学大学院看護学研究科
学籍番号

氏 名

1. 実習科目名			
2. 発生日時	年	月	日 () 時 分頃
3. 発生場所	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 施設	<input type="checkbox"/> 通学途中 <input type="checkbox"/> その他 ()
4. 実習指導者に報告した日時	年	月	日 () 時 分
5. 実習指導教員に報告した日時	年	月	日 () 時 分
6. 発生の状況 (いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どのように、対象者の反応も含む)			
7. なぜこのような状況が起きたか、今後このような状況を防ぐために行えること			

提出日 年 月 日

長期履修モデル①

【研究コース】基礎看護学分野を選択（長期履修制度：3年の場合）

科目区分	授業科目（仮称）の名称	配当年次	単位数		履修年次及び単位数						卒業要件
			必修	選択	1年		2年		3年		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護学研究特論	1前	2		○						① 8単位以上 （必修8単位） ② 共通科目及び選択しなかった看護専門科目の特論から6単位以上
	看護倫理特論	1前	2		○						
	看護教育特論	1後		2				○			
	看護管理特論	1後		2							
	コンサルテーション特論	1後		2				○			
	看護統計特論	1前		2							
	看護ケア科学特論	1前	2				○				
	国際看護特論	1後	2			○					
	ケアコミュニケーション特論	1前		2							
	富山県の医療保健福祉特論	1前		2				○			
	臨床薬理学特論	1後		2							
	フィジカルアセスメント特論	1後		2							
病態生理学特論	1前		2								
看護専門科目	基礎看護学	基礎看護学特論	1前	2	○						看護専門科目に設定する「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年精神看護学」、「母子看護学」、「地域在宅看護学」の5つの分野の中から1つを選択し、その中で、特論2単位、演習Ⅰ2単位及び演習Ⅱ2単位の合わせて6単位の修得が必修となる。 選択した分野以外は特論のみ履修でき修了要件の単位として算入できる。
		基礎看護学特論演習Ⅰ	1後	2		○					
		基礎看護学特論演習Ⅱ	2前	2			○				
	成人看護学	成人看護学特論	1前	2							
		成人看護学特論演習Ⅰ	1後	2							
		成人看護学特論演習Ⅱ	2前	2							
	老年精神看護学	老年精神看護学特論	1前	2							
		老年精神看護学特論演習Ⅰ	1後	2							
		老年精神看護学特論演習Ⅱ	2前	2							
	母子看護学	母子看護学特論	1前	2							
		母子看護学特論演習Ⅰ	1後	2							
		母子看護学特論演習Ⅱ	2前	2							
地域在宅看護学	地域在宅看護学特論	1前	2								
	地域在宅看護学特論演習Ⅰ	1後	2								
	地域在宅看護学特論演習Ⅱ	2前	2								
高度実践看護科目（老年看護）	老年看護学原論	1前	2								
	高齢者アセスメント論	1前	2								
	老年医学特論	1前	2								
	高齢者高度看護実践論	1前	2								
	高齢者ケアシステム論	1前	2								
	高度実践老年看護学演習Ⅰ（慢性期における老年看護）	1後	2								
	高度実践老年看護学演習Ⅱ（認知症老年看護）	1後	2								
	高度実践老年看護学実習Ⅰ（専門看護師の役割実践）	1後	1								
	高度実践老年看護学実習Ⅱ（認知症高齢者への看護実践）	2前	6								
	高度実践老年看護学実習Ⅲ（慢性期における老年看護実践）	2前	3								
研究科目	看護学特別研究（研究コース）	2通	10						○	10単位	
	特定課題研究（専門看護師コース）	2通	6								
取得単位合計					6	4	6	4	10	30	

長期履修モデル②

【専門看護師コース】を選択（長期履修制度：3年の場合）

科目区分	授業科目（仮称）の名称	配当年次	単位数		履修年次及び単位数						卒業要件
			必修	選択	1年		2年		3年		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護学研究特論	1前	2		○						16単位以上 (必修6単位、CNS必修10単位以上)
	看護倫理特論	1前	2		○						
	看護教育特論	1後		2				○			
	看護管理特論	1後		2							
	コンサルテーション特論	1後		2				○			
	看護統計特論	1前		2							
	看護ケア科学特論	1前	2				○				
	国際看護特論	1後		2							
	ケアコミュニケーション特論	1前		2							
	富山県の医療保健福祉特論	1前		2							
	臨床薬理学特論	1後		2			○				
	フィジカルアセスメント特論	1後		2			○				
病態生理学特論	1前		2		○						
看護専門科目	基礎看護学	基礎看護学特論	1前		2						
		基礎看護学特論演習Ⅰ	1後		2						
		基礎看護学特論演習Ⅱ	2前		2						
	成人看護学	成人看護学特論	1前		2						
		成人看護学特論演習Ⅰ	1後		2						
		成人看護学特論演習Ⅱ	2前		2						
	老年精神看護学	老年精神看護学特論	1前		2						
		老年精神看護学特論演習Ⅰ	1後		2						
		老年精神看護学特論演習Ⅱ	2前		2						
	母子看護学	母子看護学特論	1前		2						
		母子看護学特論演習Ⅰ	1後		2						
		母子看護学特論演習Ⅱ	2前		2						
地域在宅看護学	地域在宅看護学特論	1前		2							
	地域在宅看護学特論演習Ⅰ	1後		2							
	地域在宅看護学特論演習Ⅱ	2前		2							
高度実践看護科目（老年看護）	老年看護学原論	1前		2	○						10科目24単位
	高齢者アセスメント論	1前		2	○						
	老年医学特論	1前		2	○						
	高齢者高度看護実践論	1前		2			○				
	高齢者ケアシステム論	1前		2			○				
	高度実践老年看護学演習Ⅰ (慢性期における老年看護)	1後		2		○					
	高度実践老年看護学演習Ⅱ (認知症老年看護)	1後		2				○			
	高度実践老年看護学実習Ⅰ (専門看護師の役割実践)	1後		1		○					
	高度実践老年看護学実習Ⅱ (認知症高齢者への看護実践)	2前		6			○				
	高度実践老年看護学実習Ⅲ (慢性期における老年看護実践)	2前		3					○		
研究科目	看護学特別研究（研究コース）	2通	10								
	特定課題研究（専門看護師コース）	2通	6						○	6単位	
取得単位合計					12	7	12	6	9	46	

富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会規程（案）

令和 年 月 日制定

（設置）

第1条 富山県立大学大学院看護学研究科に、入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 入学試験の企画及び実施に関すること
- (2) 学生募集に関すること
- (3) その他入学者の選抜に関し必要と認められること

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する

- (1) 看護学研究科長
- (2) 看護学専攻において選出する1人の教員（教授、准教授に限る。）
- (3) 富山キャンパス事務部長
- (4) その他学長が指名する者

（任期）

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（欠格事由）

第5条 任期中に、本学大学院への入学を志願する者が配偶者又は二親等以内の親族にある教職員は、第3条各号に定める委員に就くことができない。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、看護学研究科長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、看護学研究科長が指名する者をもって充てる。

（運営）

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

富山県立大学大学院看護学研究科入学者選抜規程(案)

令和 年 月 日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学大学院看護学研究科入学者の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学者試験の実施等)

第2条 富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）は、学長を補佐し、入学試験の企画、実施の総括及び運営に当たる。

(会議)

第3条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、入学試験の企画及び実施の円滑適正を期するため、委員会の会議を招集するものとする。

(報告)

第4条 委員長は、前条の会議及び入学者選抜業務に関する記録を作成し、その経過及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(専門委員)

第5条 入学者の選抜について委員会の職務を分担させるため、委員会に、専門委員として学力検査委員を置く。

2 前項の専門委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学力検査委員)

第6条 学力検査委員は、学力検査教科目ごとの学力検査問題の作成及び答案の採点並びに面接等に関する事務を分掌し、その結果を整理して、委員会に提出する。

2 学力検査委員は、主査及び委員とし、主査は、分掌事務を総括する。

3 主査は、原則として教授又は准教授のうちから、学長が任命する。

4 委員は、若干人とし、学長が任命し、又は委嘱する。

(欠格事由)

第7条 任期中に、本学大学院への入学を志願する者が配偶者又は二親等以内の親族にある教職員は、第5条第1項に定める委員に就くことができない。

(合格者の原案作成)

第8条 合格者の原案の作成に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定)

第9条 学長は、合格者の原案を看護学研究科委員会に提出し、その意見を聴き、合格者を決定する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

○学術雑誌目録

和雑誌一覧

番号	雑誌名	出版社	番号	雑誌名	出版社
1	看護技術	メディカルフレンド社	56	消化器ナーシング	メディカ出版
2	看護教育	医学書院	57	整形外科看護	メディカ出版
3	看護研究	医学書院	58	眼科ケア	メディカ出版
4	看護実践の科学	看護の科学社	59	みんなの呼吸器respica	メディカ出版
5	看護管理	医学書院	60	糖尿病ケア	メディカ出版
6	看護展望	メディカルフレンド社	61	ニュートリションケア	メディカ出版
7	がん看護	南江堂	62	ナーシングビジネス	メディカ出版
8	教育と医学	慶応義塾大学出版会	63	インフェクションコントロール	メディカ出版
9	ICUとCCU	医学図書出版	64	リハビリナース	メディカ出版
10	内科雑誌メデチーナ	医学書院	65	がんナーシング	メディカ出版
11	泌尿器care&cure	メディカ出版	66	労働の科学	労研
12	月刊ナーシング	学習研究社	67	臨床婦人科産科	医学書院
13	公衆衛生	医学書院	68	総合診療	医学書院
14	厚生指標	厚生労働統計協会	69	医学のあゆみ	医歯薬出版
15	Journal of clinical rehabilitation	医歯薬出版	70	糖尿病プラクティス	医歯薬出版
16	産婦人科の実際	金原出版	71	感染対策ICTジャーナル	ヴァンメディカル
17	周産期医学	東京医学社	72	画像診断	学研メディカル秀潤社
18	小児科診療	診断と治療社	73	小児科	金原出版
19	小児看護	へるす出版	74	診断と治療	診断と治療社
20	助産師	日本助産師会出版	75	小児内科	東京医学社
21	助産雑誌	医学書院	76	内科	南江堂
22	精神看護	医学書院	77	外科	南江堂
23	病院	医学書院	78	治療	南山堂
24	保健の科学	杏林書院	79	小児科臨床	日本医事出版社
25	チャイルドヘルス	診断と治療社	80	Medical Practice	文光堂
26	こころの科学	日本評論社	81	Hospitalist	MEDSCI
27	そだちの科学	日本評論社	82	臨床検査	医学書院
28	ペリネイタルケア	メディカ出版	83	作業療法ジャーナル	医学書院
29	With NEO:赤ちゃんを守る医療者の専門誌	メディカ出版	84	Medical Technology	医歯薬出版
30	統合失調症のひろば	日本評論社	85	WOC nursing	医学書院
31	福祉介護テクノプラス	日本工業出版	86	Clinical Engineering	学研メディカル秀潤社
32	臨床心理学	金剛出版	87	月刊薬事	じほう
33	厚生労働	日本医療企画	88	臨床作業療法	青海社
34	難病と在宅ケア	日本プランニングセンター	89	メディカルリハビリテーション	全日本病院出版会
35	コミュニティケア	日本看護協会	90	日経ヘルスケア	日経BP
36	臨床栄養	医歯薬出版	91	ヘルスケア・レストラン	日本医療企画
37	保健師ジャーナル	医学書院	92	さかえ	日本糖尿病協会
38	総合リハビリテーション	医学書院	93	スポーツメディスン	ブックハウスエイチディ
39	エキスパートナース	照林社	94	訪問リハビリテーション	合同会社gene
40	訪問看護と介護	医学書院	95	理学療法	メディカルプレス
41	精神科看護	精神看護出版	96	産業保健と看護	メディカ出版
42	地域保健	東京法規出版	97	看護	日本助産婦看護婦保健婦協会編集
43	月刊心とからだの健康	健学社	98	ホスピタリスト	メディカルサイエンスインターナショナル
44	オペナーシング：周手術期の専門看護誌	メディカ出版	99	臨床心理学(増刊)	金剛出版
45	日本公衆衛生情報	日本公衆衛生協会			
46	月刊ケアマネジメント	シルバー新報			
47	Nuring Canvas	学研メディカル秀潤社			
48	ICNR	学研メディカル秀潤社			
49	看護のチカラ	産労総合研究所			
50	プチナース	照林社			
51	緩和ケア	青海社			
52	ブレインナーシング	メディカ出版			
53	ハートナーシング	メディカ出版			
54	エマログ	メディカ出版			
55	透析ケア	メディカ出版			

洋雑誌一覧

番号	雑誌名	出版社
1	AM. J. OF NURSING	LWW
2	NURSING RESEARCH	LWW
3	NURSING OUTLOOK	エルゼビア
4	J. OF FAMILY NURSING	SAGE
5	J. OF NURSING EDUCATION	slack incorporated
6	REHABILITATION NURSING	LWW
7	CRITICAL CARE NURSE	critical care nurse
8	J. OF ADVANCED NURSING	John Wiley & Sons
9	ADVANCES IN NURSING SCIENCE	LWW
10	J. OF HOLISTIC NURSING	SAGE PUBLICATON LTD

電子ジャーナル

番号	タイトル
1	医書.jp
2	メディカルファインダー
3	メディカルファインダー 看護プラン
4	南江堂オンラインJournal 法人サービス
5	系統別看護師国家試験問題、保健師国家試験問題 WEB法人サービスプラン
6	Advances in Nursing Science/LWW
7	American Journal of Nursing/LWW
8	NURSING RESEARCH/LWW
9	Rehabilitation Nursing/LWW
10	Journal of Advanced Nursing / John Wiley & Sons
11	NURSING OUTLOOK /Elsevier
12	Journal of Family Nursing/SAGE PUBLICATON LTD
13	Journal of Holstic Nursing /SAGE PUBLICATON LTD
14	Journal of Nursing Education/SLACK incorporated
15	Critical care Nurse /Critical care Nurse

データベース

番号	タイトル
1	医中誌WEB
2	最新看護検引WEB
3	医学書院 eナーstreiner
4	医学書院 Net Dictionariy
5	聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞)
6	psycinfo(サイコインフォ)
7	cochrane(コクラン)
8	メディカルオンライン
9	CINAHL(シナール)

富山県立大学教育研究審議会規程（案）

平成 27 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款（以下「定款」という。）第 23 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 工学部長
- (3) 看護学部長
- (4) 工学研究科長
- (5) 看護学研究科長
- (6) 学生部長
- (7) 入試・学生募集部長
- (8) 附属図書館長
- (9) 地域連携センター所長
- (10) キャリアセンター所長
- (11) 計算機センター所長
- (12) 生物・医薬品工学研究センター所長
- (13) 教養教育センター長
- (14) 工学部主任教授
- (15) 看護学科長
- (16) 看護学生科長
- (17) 看護学部研究・地域連携科長
- (18) 事務局長

2 学則第 8 条第 3 項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を委員とする。

3 前 2 項に規定する者のほか、学長が指名する教職員を委員に加えることができる。

（招集）

第 3 条 教育研究審議会は、定款第 24 条の規定により、学長が招集する。

2 教育研究審議会は、原則として、毎月 1 回定例の会議を開くものとする。

（会議）

第 4 条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ、議長の指名を受けた委員がその職務を代理する。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

5 教育研究審議会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第6条 教育研究審議会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

第8条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、教育研究審議会の議決により公開することができる。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

富山県立大学大学院看護学研究科教務委員会規程(案)

令和 年 月 日制定

(設置)

第1条 富山県立大学大学院看護学研究科に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 看護学研究科の教育課程及び授業に関すること。
- (2) 看護学研究科の試験及び単位認定に関すること。
- (3) その他看護学研究科の教務の実施に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 富山県立大学大学院看護学研究科長
- (2) 看護学研究科において選出された委員3人（教授、准教授に限る。）
- (3) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

(運営)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

富山県立大学学生委員会規程（案）

平成 27 年 4 月 1 日制定

（設置）

第 1 条 富山県立大学に学生委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 全学委員会は、学生に関する次に掲げる事項を担当する。

- (1) 課外活動及び厚生補導等に関すること
- (2) 賞罰に関すること
- (3) 保健管理等に関すること

（組織）

第 3 条 全学委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 副学生部長 学部ごとに 1 人
- (3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各 1 人
- (4) 看護学部が選出した委員
- (5) 工学研究科の専攻ごとに選出した委員（第 3 号の委員と兼ねることができる。）
各 1 人
- (6) 看護学研究科が選出した委員
- (7) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち 1 人
- (8) その他学長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 前条第 3 号から第 8 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第 5 条 全学委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

- 2 全学委員会に副委員長 2 人を置き、副学生部長をもって充てる。
- 3 全学委員会に幹事 1 人を置き、委員長が工学部、看護学部、工学研究科及び看護学研究科の委員のうちから委嘱する。

（運営）

第 6 条 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指定した副委員長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、委員長及び副委員長を補佐するものとする。
- 4 全学委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 会議は非公開とする。
- 6 全学委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、全学委員会の議決により公開することができる。

（委員以外の者の出席）

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を全学委員会に出席させ、そ

の意見を聞くことができる。

(学部委員会)

第8条 全学委員会の下に学部ごとに学部学生委員会(以下「学部委員会」という。)を設置する。

2 学部委員会は、全学委員会が指定する事項を担当する。

3 全学委員会は学部委員会の議決をもって全学委員会の議決とすることができる。

(学部委員会の組織)

第9条 学部委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(学部委員会委員の任期)

第10条 学部委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の学部委員会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学部委員会の委員長等)

第11条 学部委員会ごとに学部委員会委員長(以下「学部委員長」という。)を置き、学長が学生部長または副学生部長のうちから指名する。

2 学部委員会ごとに学部委員会副委員長(以下「学部副委員長」という。)を置き、学長が学部委員会委員のうちから指名する。

(学部委員会の運営)

第12条 学部委員長は、当該学部委員長が所属する学部委員会を招集し、その議長となる。

2 学部委員長に事故があるときは、学部副委員長がその職務を代行する。

3 学部委員会は、学部委員会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議は非公開とする。

5 学部委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、学部委員会の議決により公開することができる。

6 学部委員会の運営に関するその他必要な事項は、学部委員会が別に定める。

(学部委員会委員以外の者の学部委員会への出席)

第13条 学部委員長が必要と認めるときは、学部委員会委員以外の者を学部委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年富山県条例第3号)に基づき廃止される前の富山県立大学教務委員のうち、学科ごとに選出された委員で平成26年4月1日に委員に就任した者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年4月1日に施行する前の富山県立大学学生委員会規程第3条(3)の規定に基づき学科ごとに選出された委員で、平成30年4月1日に委員に就任

した者は、第9条別表中工学部欄(2)に定める学部委員会委員とみなし、その任期は、第4条本文及び第10条本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 第3条(4)の規定に基づき看護学部が選出した委員並びに第9条別表中看護学部欄(3)及び(4)の規定に基づき看護学分野ごとに選出された委員及びその他学長が指名した看護学部の教員で、平成31年4月1日に委員に就任した者の任期は、第4条本文及び第10条本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第9条関係）

工学部	看護学部
(1) 工学部教員である学生部長及び副学生部長	(1) 看護学部教員である学生部長及び副学生部長
(2) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各1人	(2) 看護学生科長
(3) 工学研究科の専攻ごとに選出した委員各1人（工学部の委員と兼ねることができる）	(3) 看護学研究科が選出した委員1人（看護学部の委員と兼ねることができる）
(4) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち1人	(4) 看護学分野ごとに選出した委員各1人（全学委員会委員と兼ねることができる）
(5) その他学長が指名した工学部の教員	(5) その他学長が指名した看護学部の教員

富山県立大学改革・評価委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に改革・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 大学改革に関する事。
- (2) 自己点検・評価、認証評価及び法人評価に関する事。
- (3) その他大学改革・評価に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出する各 1 人の教員
- (2) 看護学部が選出する 1 人の教員
- (3) 経営企画課長
- (4) 教務課長
- (5) 富山キャンパス事務部管理課長
- (6) 富山キャンパス事務部教務学生課長
- (7) その他学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

5 会議は、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(学内委員会からの報告の徴収)

第 7 条 委員会は、学内に設置された他の委員会から、大学改革・評価の実施状況その他委員会が必要と認める事項について報告を求めることができる。

(細則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。